

2.4 ドイツ

2.4.1 高等教育と寄付金

(1) ドイツ全体の高等教育機関の概況

ドイツは 16 ある州のいずれも独自の大学法を有しており、州の公務員（大学教員など）の雇用と給料支給も州の責任で行われる¹⁶³。

2014 年統計におけるドイツの高等教育機関は合計で 399 機関あり、そのうち総合大学は 120 機関である（その他では、応用科学大学（専門大学）が 221 機関、芸術・音楽系カレッジが 58 機関）。また、資金提供源ごとに見ると、州立（公立）の高等教育機関が 240 機関、民間による高等教育機関が 120 機関、教会が維持する高等教育機関が 39 機関という構成である¹⁶⁴。

収入に関しては、2014 年統計における高等教育機関の全体で 482 億ユーロあり、そのうち政府のブロックグラントの助成金や競争的資金を除く、民間を含む第三者の資金提供額は 73 億ユーロ（約 15%）である。このうち、総合大学及びその医学施設が受け取った額は 67 億ユーロと大半を占める。この第三者の資金提供額（73 億ユーロ）に着目すると、産業界から 14 億ユーロ、財団から 5 億ユーロとなっている（その他、ドイツ研究振興協会（DFG）や EU など）¹⁶⁵。したがって、高等教育機関全体に占める産業界からの資金提供の割合は約 2.9%、財団からの資金提供の割合は約 1%となる。

参考までに、図 31 は、2005～2013 年における高等教育予算総額と各主体の負担額を示す。2005 年から 2013 年の間に高等教育予算総額は約 100 億ユーロ増加している。全体に占める州の支出割合は高く、6～7 割を占める。民間（個人、企業、団体、財団等）は 15% 前後である。

¹⁶³ JSPS ボン研究連絡センター：ドイツの高等教育機関、平成 28 年 3 月（改訂第 1 版）

¹⁶⁴ The German Rectors' Conference (HRK): Higher Education Institutions in Figures 2017, https://www.hrk.de/fileadmin/redaktion/hrk/02-Dokumente/02-06-Hochschulsystem/Statistik/2017-06-14_Final_Engl_Faltblatt_2017_fuer_Homepage.pdf

¹⁶⁵ 同上。大学長会議（HRK）は、大学を代表する機関であり、ドイツの国立大学と、国で認定を受けた大学の自発的な協議機関である。現在、268 の大学が会員となっている。

(単位：10 億ユーロ)

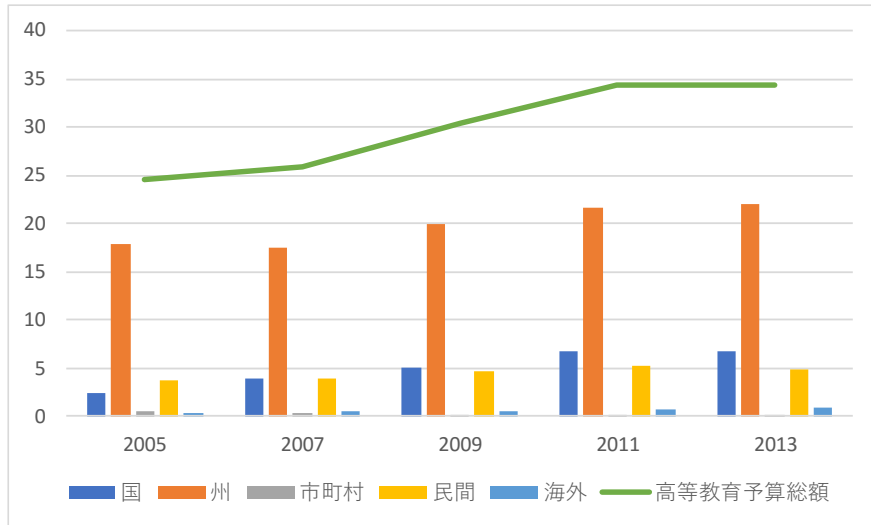


図 31：2005～2013 年における高等教育予算総額と各主体の負担額

出典) W. Bertelsmann Verlag: Bildung in Deutschland 2008, 2010, 2012, 2014, 2016 より公益財団法人
未来工学研究所作成

注) 民間：個人、企業、団体、財団等。

また、図 32 の 2005～2013 年における主体別の高等教育費の負担額推移でみると、民間
(個人、企業、団体、財団等) も他と同様に増加傾向にあり、2005 年の 36 億ユーロから
2013 年には 48 億ユーロとなり、50 億ユーロ前後の推移となっていることがわかる。

(単位：10 億ユーロ)

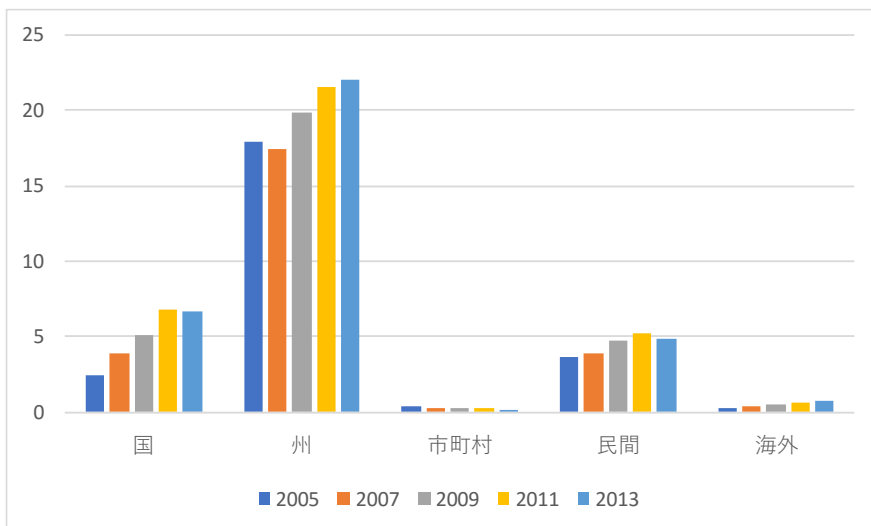


図 32：2005～2013 年における各主体の高等教育費の負担額の推移

出典) W. Bertelsmann Verlag: Bildung in Deutschland 2008, 2010, 2012, 2014, 2016 より公益財団法人
未来工学研究所作成

図 33 は、2010～2014 年における高等教育予算総額と教育・研究関係費を示す。学術プログラム（大学での教育研究コース）のうち、大学での研究開発を除く経費の部分に、教育関連経費が含まれていると解釈できる。2010 年には約 160 億ユーロであったが、2013 年には 175 億ユーロに増加している。

(単位：10 億ユーロ)

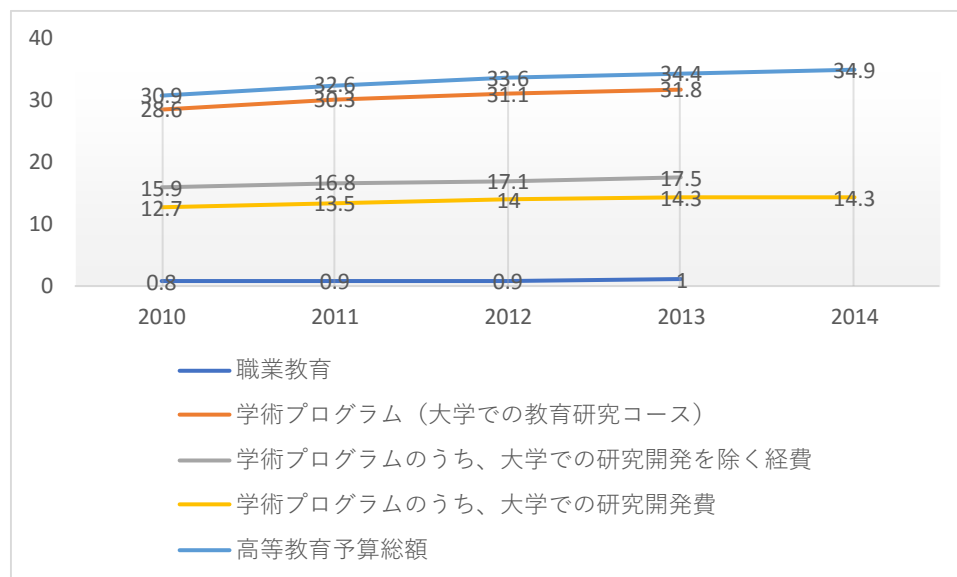


図 33：2010～2014 年における高等教育予算総額と教育・研究関係費

出典) W. Bertelsmann Verlag: Bildung in Deutschland 2016 より公益財団法人未来工学研究所作成

注) 学術プログラム (大学での教育コース) および職業教育については、2013 年までのデータしか掲載されていない。

(2) ドイツの有力大学における寄付関連の取組状況

ここでは、Times Higher Education 2017 などの大学ランキングにおいて、ドイツ国内のトップクラスの大学として知られるハイデルベルグ大学 (バーデン＝ヴュルテンベルク州) とルートヴィヒ・マクシミリアン大学ミュンヘン (バイエルン州) を取り上げ、各大学における寄付金等の民間資金の獲得に向けた取組を見ていく。

1) ハイデルベルグ大学

① 大学の概要および最近の資金調達状況

ハイデルベルグ大学¹⁶⁶はドイツ最古の大学で、学生数は約 3 万人おり、スタッフは医学系を含めて約 14,000 人いる。ドイツ連邦政府のエクセレンス・イニシアティブ

¹⁶⁶ ハイデルベルグ大学のウェブサイト：<https://www.uni-heidelberg.de/index.html>

(Exzellenzinitiative) 計画¹⁶⁷で 11 エリート大学のひとつに指定され、またヨーロッパ研究大学連盟 (LERU) 及びコインブラ・グループの創立メンバーである。

表 16 は、ハイデルベルク大学の 2016 年度における資金調達状況を示す。医学を含めて総額 7 億ユーロ超の規模で、そのうちの約 60%が政府の助成金である。政府のブロックグラントの助成金や競争的資金を除く、民間を含む第三者からの資金調達は 2 億ユーロ超で約 35%を占める。

表 16 : 2016 年度における資金調達状況

	大学(総額)※百万ユーロ	大学(医学除く)※百万ユーロ
総額	701.8	374.4
政府の助成金	428.9 (61.1%)	233.3 (62.3%)
第三者からの資金調達—収入	244.5 (34.8%)	121.5 (32.5%)
他の収入	25.7 (3.7%)	17.1 (4.6%)
法人資産からの贈与	2.7 (0.4%)	2.6 (0.7%)

注) 括弧内は総額に対する割合を示す。

出典) Funding <http://www.uni-heidelberg.de/university/statistics/funding.html> より公益財団法人未来工学研究所作成

また、表 17 は、ハイデルベルク大学の 2016 年度における第三者からの資金調達状況を示す。医学を含めて総額 2.5 億ユーロ超の規模で、そのうちの約 13%が産業界からの資金である。DFG と連邦政府からの資金で約半分を占める。したがって、大学全体 (約 7 億ユーロ) に占める産業界からの資金割合は約 4.9%である。

表 17 : 2016 年度における第三者からの資金調達状況

	大学(総額)※百万ユーロ	大学(医学除く)※百万ユーロ
経費 (Expenses)	257.0	114.1
DFG	99.6 (38.8%)	64.9 (56.9%)
連邦政府	40.6 (15.8%)	13.9 (12.2%)
欧州連合 (EU)	16.1 (6.3%)	8.7 (7.6%)
国際	2.1 (0.8%)	1.5 (1.3%)
産業界からの資金提供	34.2 (13.3%)	3.7 (3.2%)
その他 (DAAD など)	64.5 (25.0%)	21.4 (18.8%)

注) 括弧内は総額に対する割合を示す。表 16 の「第三者からの資金調達—収入」と合計金額が異なるのは、こちらの表のデータは「収入」(income)ではなくて、経費 (Expenses) ベースで算出しているためとみられる。

出典) Funding <http://www.uni-heidelberg.de/university/statistics/funding.html> より公益財団法人未来工学研究所作成

¹⁶⁷ ドイツの大学の優れた研究プロジェクトと研究施設の振興を進めるために、政界と学術界が協力。先端研究を強化して、ドイツを研究拠点として国際的に注目の集まるところにしようとしている。

② 寄付金獲得に向けた取組

一般的な寄付の他に、寄付金の受け皿として、Ruperto Carola Future Fund などが用意されている。寄付には特別な税制優遇が提供される¹⁶⁸。

寄付方法としては、ハイデルベルク大学に属する RCH 財団 (The Ruperto Carola Heidelberg Foundation) に寄付するか、下記のオンラインから寄付する 2 タイプが用意されている。

Donate online now

<https://spenden.uni-heidelberg.de/?pid=1&lang=en>

プルダウンメニューより、Ruperto Carola Future Fund, the Scientific Heritage Fund, the Young Researchers Funds, the Financial Aid Fund の 4 つから選択可能。要望があれば、寄付の領収書と電子メールによる確認書が送付される。各ファンドの概要は表 18 のとおりである。

表 18 : 各ファンドの概要

ファンド名	ファンドの概要
Ruperto Carola Future Fund	当ファンドへの寄付は、資本準備金が増え続けることを確実にする。年間収入は、永続的かつ持続的に必要とみなされたあらゆる目的に対して使用することができる。
Scientific Heritage Fund	有名な写本、特別なコレクション、印象的な博物館や建物、歴史的な庭園など、ハイデルベルク大学は、保存する必要がある無数の財宝を保持している。そのため、大学のコレクションと展示物の復元や、中庭・庭園・建物の修繕に活用する。
The Young Researchers Fund	優秀な博士号取得候補者を支援することを目指す。内容としては、最大 6 ヶ月間、最高 1,000 ユーロの月額補助金。および研究の滞在や国際会議やワークショップへの参加を可能にするために、最高 1,500 ユーロの旅費。
Financial Aid Fund for Students	財政難に直面しているすべての国籍の学生を対象。援助は財政格差を埋めるために設計され、最大 1 学期分授与される。

出典) Supporting our funds http://www.uni-heidelberg.de/friends/themenfonds_unterstuetzen_en.html
より公益財団法人未来工学研究所作成

これら以外にも、Top Researchers Fund が用意されている。国内外の研究者や教育者にキャリアの見通しと競争力のある給与を提供するもので、事前の合意により、特定の分野をサポートしたり、寄付者の名前でファンドを設立するのに最適な手段と謳われている。

¹⁶⁸ Ways of giving http://www.uni-heidelberg.de/friends/spendenmoeglichkeiten_en.html

主な実績として下記の 2 件が紹介されている¹⁶⁹。

(実績 1) Hengstberger 財団は、公法、国際法および人権に関する教授職の確立を法学部に認めた。国際法と人権に関する国際的に有名な専門家であり、国連人権委員会の副議長である Dr. Anja Seibert-Fohr は、2016-17 年冬semesterに Hengstberger 財団教授に任命された。

(実績 2) カウフマン・ピーターズ財団 (the Kaufmann-Peters Foundation) のおかげで、化学学生のためのエリート資金提供プログラムが 2016-17 年の冬semesterより設立された。毎年、4 人の特に才能のある学生には最大 2 年間、毎月 300 ユーロの資金が授与される。

2) ルートヴィヒ・マクシミリアン大学ミュンヘン (LMU)

① 大学の概要および最近の資金調達状況

LMU は、バイエルン州ミュンヘンにある州立総合大学で、エクセレンス・イニシアティブ (Exzellenzinitiative) に指定された 11 大学の一つで、ミュンヘン工科大学、カールスルーエ工科大学と共に最初に選ばれた三校の一つである。人文・社会・理・医学系など 18 学部を擁し、学生数が 5 万人超、スタッフは教授が 754 名、その他の大学職員は 5,000 名超いる。

予算は表 19 に示すように約 6.5 億ユーロ (病院除く) で、内訳としては、州からの寄付金が 60%強 (約 4 億ユーロ)、エクセレンス・イニシアティブや DFG・EU・連邦政府からの外部資金 (Outside funding) が約 25% (約 1.6 億ユーロ) である。

¹⁶⁹ Your own sponsoring idea

http://www.uni-heidelberg.de/friends/eigene_stiftungsidee_en.html

表 19：2016 年度における LMU の予算

	LMU(百万ユーロ)	病院(百万ユーロ)	総額(百万ユーロ)
州の寄付金	402.0	168.8	588.8
外部資金	160.6	78.5	239.1
エクセレンス・イニシアティブ	36.6	—	35.6
DFG	52.7	15.2	67.9
EU	17.7	4.4	22.1
連邦政府	19.4	16.2	35.6
営業費	24.2	842.2	866.6
建築物	47.7	14.1	61.8
予算(合計)	652.5	1,103.8	1,756.3

出典) Facts and Figures http://www.en.uni-muenchen.de/about_lmufactsfigs_new/index.html

より公益財団法人未来工学研究所作成

② 寄付金獲得に向けた取組

上述したハイデルベルク大学とは異なり、民間からの寄付金を目的とした取組はほとんど見られない。おそらく、州からの寄付金やエクセレンス・イニシアティブ・DFG 等の外部資金で大学経営を賄えるために、現時点では優先順位が高くないと思われる。

(3) 財団からの教育分野への寄付状況

1) ドイツにおける財団の全般的な活動状況

図 34 に示すように、ドイツにおける財団数は、2001 年の約 1 万から 2017 年には倍増して 2 万を超える状況となっている。

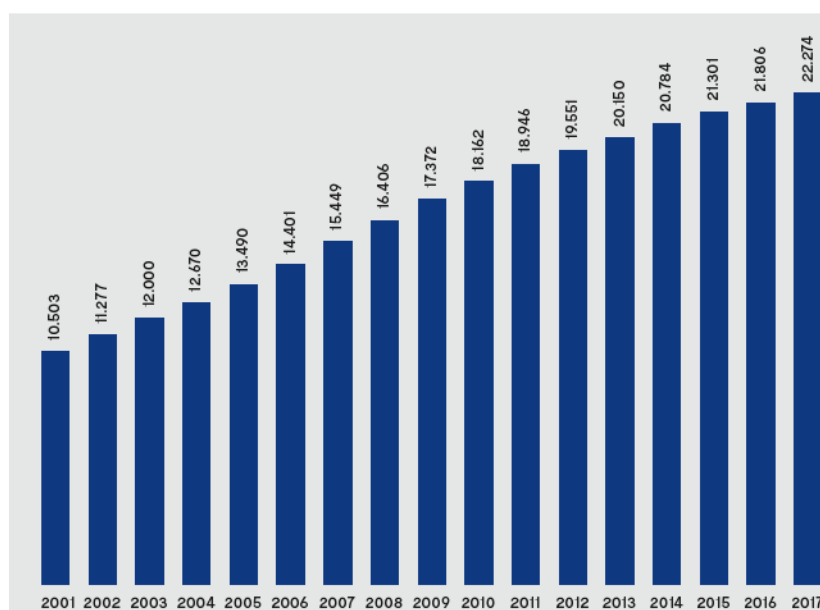


図 34 : 2001～2017 年における財団数

出典) Facts and figures

<https://www.stiftungen.org/en/home/german-foundations/facts-and-figures.html>

また、図 35 に示すように、州ごとの 2016 年における財団の成長率を見ると、東部地域の成長率が高いことがわかる。

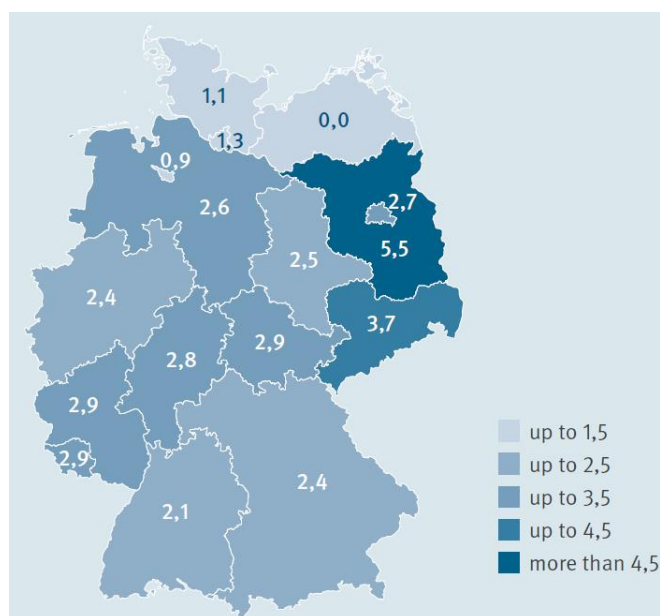


図 35 : 2016 年における財団成長率 (%)

出典) Facts and figures

<https://www.stiftungen.org/en/home/german-foundations/facts-and-figures.html>

2) 財団の教育分野に関する活動状況

図 36 に示す分野ごとの財団目的の分布を見ると、最も多いのは社会の 52.3%であるが、その次に多い分野に教育（34.6%）がある。サイエンスは 24.5%、環境は 14.9%の状況である。

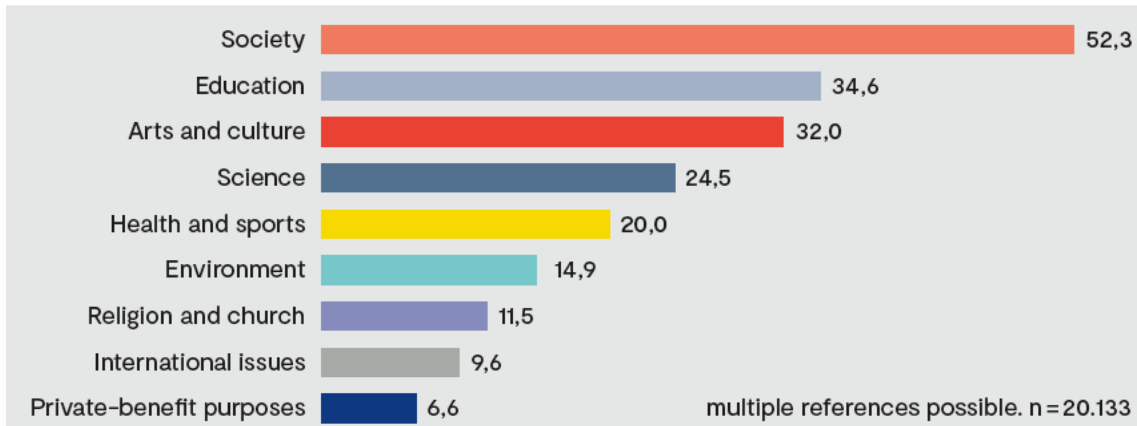


図 36 : 分野ごとの財団目的の分布 (%)

出典) Facts and figures

<https://www.stiftungen.org/en/home/german-foundations/facts-and-figures.html>

また、税コード (the tax code) に基づいた最も多い税制優遇財団 (tax-privileged foundation) の目的を示したものが図 37 だが、「学生のための教育と援助 (Education and aid for students)」が最も多いことがわかる。

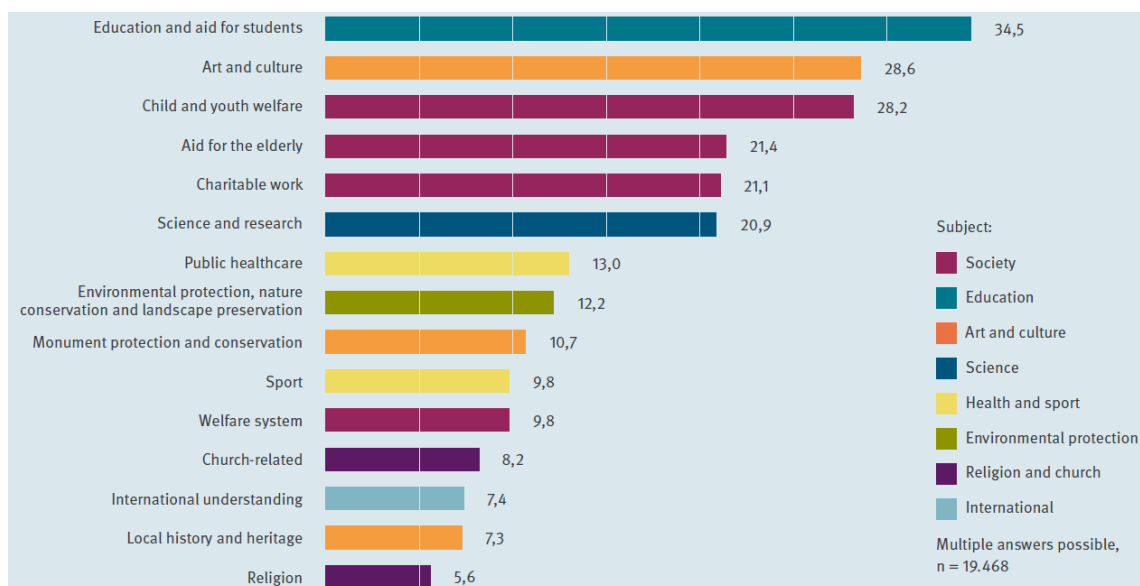


図 37 : 税コードに基づいた最も多い税制優遇財団の目的

出典) Datenbank Deutscher Stiftungen (Database of German Foundations) as of March 2017

3) 特徴的な財団

① ドイツ科学寄付者連盟

1920 年以来、ドイツ科学寄付者連盟 (Stifterverband für die Deutsche Wissenschaft、以下 Stifterverband)¹⁷⁰は、将来も実行可能で、高品質の生活に役立つ社会のためのドイツ企業の共同責任を具体化してきた。財団の設立や事業運営の支援が主要事業であり、また、自主事業として、高等教育 (科学・工学) の普及、教育水準の確保、教授職の提供などの事業を実施している¹⁷¹。産業界の研究開発に関する統計事業にも携わっており、ドイツの代表的な株価指数 DAX に含まれるような大企業や、中規模企業、企業団体、篤志家など約 3,000 のメンバーが Stifterverband で力を合わせている。これらは、ビジネス、科学、政治、市民社会のネットワークの中核をなすものであり、ドイツで唯一のものである。

Stifterverband は主に教育、科学、イノベーションの分野に焦点を当てている。現在まで、ドイツでは 3 つの分野すべてで総合的な業務をしており、相乗効果で互いにつながっているプロジェクトがある。Stifterverband は、教育、優秀な大学、国際競争力のある研究機関の平等な機会を積極的に推進している。その措置は、カリキュラム外の人材育成や高等教育の構造プログラム (structural programmes) から、推奨された政策行動指針の基礎となる科学・イノベーションシステムの詳細な分析にまで及ぶ。

教育面では、Stifterverband のワークセンターは子どもや青少年、生徒や大学生に集中している。その目的は、若者に、教育の全領域にわたって、良い教育を得るための最良の機会を与えることである。才能のある若者の支援、夏期アカデミーの開催、学齢期の児童競技の開催、教育分野における市民社会活動の促進のための特別基盤の確立、大学教授法の改善のための大規模な構造プログラムの開発が含まれる。

2016 年における事業規模は約 3,000 万ユーロで、そのうち教育分野の活動に約 430 万ユーロ、寄付講座 (寄付基金教授) に約 1,000 万ユーロが投じられている¹⁷²。

② 企業や起業家が設立した財団

企業が創設者で、通常 of 財団法の枠組みで資産を寄付する企業財団 (Corporate foundations) と、起業家によって設立された企業関連財団がある。企業財団は約 450 あると言われており、加えて貯蓄銀行¹⁷³の 670 の財団がある。また、企業提供プログラム (corporate giving programs) などのようなメカニズムの数百の財団もある。対象分野としては主に教育、科学、芸術&文化となっている。図 38 に示すように、企業財団は、CSR 活動の一部として 1980 年頃から大きく増加した¹⁷⁴。

¹⁷⁰ Stifterverband のウェブサイト (英語版) : <https://www.stifterverband.org/english>

¹⁷¹ 永野博 : ドイツに学ぶ科学技術政策、近代科学社、2016 年

¹⁷² FINANZEN <https://www.stifterverband.org/finanzen>

¹⁷³ 所有者は地方自治体で、業務に公益性が求められるとともに、その活動範囲が所有者である地方自治体の行政区域と全く同一地域に制限されている。

¹⁷⁴ Dr. Ekkehard Winter: Corporate Foundations in Germany, November 28th, 2012

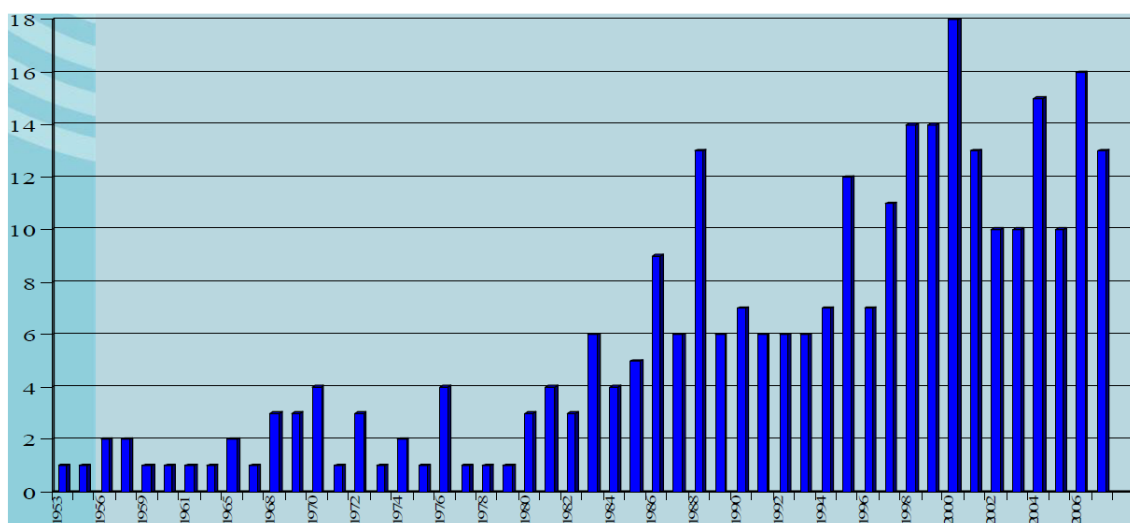


図 38 : 年ごとの企業財団の新設数

出典) Dr. Ekkehard Winter: Corporate Foundations in Germany, November 28th, 2012

http://www.forumdarzyncow.pl/docs/download/e_winter_corporate_foundations_warsaw_28_11.pdf

代表的な財団として、1964年に設立されたボッシュ財団（Robert Bosch Stiftung）では、2016年において総額約1.1億ユーロの資金をもとに、教育分野に790万ユーロ、科学・研究分野に720万ユーロを投じている¹⁷⁵。また、フォルクスワーゲン財団（Volkswagen Foundation）は、年間約1.5億ユーロの資金量を有するドイツ最大級の研究支援財団であり、学術機関にのみ資金提供している。50年以上前に設立されて以来、3万件を超えるプロジェクトを支援して47億ユーロ以上を割り当てている¹⁷⁶。2008年に設立されたシーメンス財団（Siemens Stiftung）¹⁷⁷は、3.9億ユーロの寄付金をもとに、社会開発に持続的な貢献をすることを目的とした、独立した長期的なプロジェクトを実施しており、2016年には、教育分野に約680万ユーロを投じている。STEM¹⁷⁸教育に重点を置いていることが特徴の一つである。

http://www.forumdarzyncow.pl/docs/download/e_winter_corporate_foundations_warsaw_28_11.pdf

¹⁷⁵ Annual Report 2016 <http://www.bosch-stiftung.de/en/annual-report-2016>

¹⁷⁶ About us <https://www.volkswagenstiftung.de/en/foundation/about-us.html>

¹⁷⁷ シーメンス財団（Siemens Stiftung）のウェブサイト：

<https://www.siemens-stiftung.org/en/>

¹⁷⁸ STEM: Science, Technology, Engineering and Mathematics の略

2.4.2 高等教育への寄付金促進のための税制

本節では、税制の制度ならびに関係する法人制度、そして企業財団の振興に関する取組について概説する。

(1) 租税通則法¹⁷⁹

非営利目的の団体に対する税制優遇措置は、「租税通則法 (Abgabenordnung: AO) ¹⁸⁰」で定められている。税制優遇措置という場合、非営利団体自体の収入に関する法人税免除と、非営利団体に寄付した個人又は法人に対する所得控除の両方がある。租税通則法によると、その団体に税制優遇措置を与える場合の適格性については、団体の目的や団体の所得の種類等の点から判断する。

1) 団体の目的

租税通則法第 51 条で、税制優遇を受けられる団体は、その本来の目的が①公益、②慈善、③教会の支援のうち、1つ又は複数の目的の有する団体でなければならないとされている。①の公益の目的については、同法第 52 条で「自己の利益を図ることなく、不特定多数の利益の増進を図ることをいう」として、その具体的内容を下記の4つに分けている。

- A) 学術研究、教育、文化、宗教、国際交流、開発援助、環境保全、景観、記念物保護、地域の歴史・伝承検討
- B) 青少年保護、高齢者保護、公衆衛生、福祉、アマチュアスポーツ
- C) 民主主義の促進
- D) 動物愛護、植物保護、ガーデニング、祭礼、地方伝統文化、兵士・予備兵の世話、アマチュア無線、模型飛行機等

と広範囲に渡っている。②の慈善の目的とは、身体的、精神的、経済的理由で援助を必要とする者を助ける場合をいう。③の教会支援の目的とは、既存の教会活動を指すのではなく、宗教教育の普及や牧師の育成等の支援をいう（教会は公法上の法人であって、法人税が非課税になる）。

2) 団体の所得の種類

団体の所得は、その種類によって課税の取扱いが異なってくる。非営利団体の会費、補助金、寄付金等の収入は非課税である。また、非営利団体が受ける利子や配当、賃料等の資産の運用益は原則的に非課税である。ただし、当該団体が株の運用や不動産の賃貸等を継続的に行っている場合には、積極的に収益活動を行っているともみなされ、課税の対象に

¹⁷⁹ 公益法人制度の国際比較概略－英米独仏を中心にして－

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/20130801_kokusai_hikaku.pdf
をもとに作成

¹⁸⁰ Abgabenordnung https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_ao/index.html

なる。収益事業であってもそれが団体の本来の事業活動と関連のある場合には、その所得には課税されない。本来の事業に関連ある事業活動かどうかについて、租税通則法第 65 条で、①収益事業が定款に規定する本来の事業に該当すること、②その収益事業が本来の事業遂行に不可欠であること、③同様の事業を行う他の営利企業との公正な競争を害さないこと等が基準となっている。

なお、団体の本来の事業とは全く関連のない収益事業の収入については、課税対象となる。以上の点から、地方税務当局が税制上の優遇団体であるかを判断し、非営利団体に対して法人税、固定資産税、付加価値税等の優遇措置を付与する。各非営利団体は所轄する地方税務当局に、一定の時期に事業報告等を提出しなければならない。地方税務当局はおよそ 3 年毎に審査を行い、問題があれば優遇措置の取消しを行うことができる。

税制優遇団体への個人や法人の寄付金については、原則、寄付控除が認められている。「所得税法 (Einkommensteuergesetz)」は個人が行う団体への寄付につき、(2007 年時点では)年間所得の 5 % まで控除を認めている。特に、学術、文化等に関する寄付金は 10% まで控除が認められている。一方、法人の寄付については、総労働者の賃金と売上高の合計の 0.2% か、課税収入の 10% を限度に控除される。

その後、2007 年 10 月 10 日付の市民の雇用をさらに強化するための法律、ならびに 2008 年 12 月 19 日付の 2009 年度税制改正法により、寄付・公益に関する法律が根本的に改訂されたことにより、寄付者等の税制上の扱いが改善され、税法がこの領域で非常に簡素化された。これに関しては、次の措置が挙げられる¹⁸¹。

- 公益・寄付に関する法律にある、促進するにふさわしい目的をさらにきちんと調整し、統一する。
- 従来、所得総額の 5% または 10% であった寄付控除の最高限度を統一し、一律 20% に引き上げ、企業からの寄付を対象にした別の限度額を倍にし、総売上高と 1 月から 12 月までの 1 年間に費やした賃金・給与の合計額の 2% から 4% にする。
- 財団法人が 10 年以内に行う資本付与 (資金の寄付) の最高額を、設立年にかかわらず 30 万 7,000 ユーロから 100 万ユーロへ引きあげる。
- 寄付証明書が不正確であり、寄付金が不適切に使われた場合の損害補償額を、寄付された額の 40% から 30% に引き下げる。さらに寄付金の不適切な使用に対して責任を負うべき (者の) 順番がとり入れられた。この場合、寄付金の受領者のために行動する (法人でない) 自然人の順番は後になる。責任を負う順番が先であるのは、寄付金の受領者である。
- 公益法人の経済的活動に対する課税限度額、スポーツ活動のための目的事業の限度額、売上税を合算する場合の売上限度額をそれぞれ 3 万 678 ユーロから 3 万 5,000 ユーロへ引きあげる。

¹⁸¹ ドイツ

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/08/03/1309352_008.pdf

- いわゆる運動指導者の控除額を年間で 1,848 ユーロから 2,100 ユーロへ引きあげる。
- 公法団体、あるいは公益施設の業務または委託を受けて、税制上優遇される目的を促進するために、副業として仕事をしているその他すべての人々のために、改訂された税控除額、年間 500 ユーロを導入する。
- 法・管理の簡素化により官僚機構を縮小する。特に、以前は寄付 1 件につき 100 ユーロまでであったが、今ではそれに代わり寄付 1 件につき 200 ユーロまでの公益施設への寄付金について（現金払いの証明資料、金融機関の記帳証明、所得税実施条例 第 50 条 2 項の規範に従って自ら作成した寄付金受領者の証明資料によって）その証明を簡単にする。

(2) 法人制度¹⁸²

ドイツ連邦基本法（Grundgesetz）によって、ドイツでは結社の自由が認められている。非営利目的の団体についても、特に社団法人は簡易な方法での法人化を認め、非営利あるいは公益目的の活動を促す仕組みになっている。非営利目的の団体の制度として、「私法上の法人」と「公法上の法人」とに分かれている。しかし、実際には私法の規定が公的機関の取引に準用されたり、公法に基づく機関を例外的に私人が設立できる場合もあり、混在している。

非営利目的あるいは公益目的の私法上の法人は、以下のとおりである。まず、「社団（Verein）」が挙げられる。これは連邦法である民法第 21 条で規定されている。第 21 条では、非営利目的の社団は、管轄区裁判所に登録することで権利能力を取得するとある。社団の定義は民法上規定されていないが、一般的には、多くの個人や法人等がある目的を達成させるため、任意に又は継続的に集合した団体のことをいう。

財団（Stiftung）については、民法第 80 条から第 88 条にその規定がある。財団法人は一定の目的のために個人又は法人が財産を出捐し、一定の要件を充足すれば設立が可能である。しかし、民法では財団は州の許可によって法人格を取得できると規定しているだけであって、その具体的要件や手続については各州法の定めに委ねられている。私的財団（Private Stiftung）には、学術研究目的、環境保護、青少年育成の財団、博物館や美術館、病院、コミュニティ財団等、様々なものがある。2001 年の法改正で、財団の設立が認可から認証へと緩和されている。

3 番目は「公益有限会社」である。これは企業の社会的責任（CSR）の一環として、社会貢献活動を推進していくための法人である。この公益有限会社の中には、財団法人格を有する「財団有限会社」も存在する。財団有限会社は民法に基づかない財団として、株式会社であっても社会貢献活動を行っていく「企業財団」として扱われている。ドイツでは企業が所有する財団は一般的に見て、有限会社の形態を取っている。

¹⁸² 公益法人制度の国際比較概略－英米独仏を中心にして－

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/20130801_kokusai_hikaku.pdf
をもとに作成

4番目は「信託 (Treuhand)」である。信託は受託者が一定の目的のために財産を管理する制度であって、法人ではないものの、成立前あるいは設立中の財団の基本財政を一定の目的のために受託者が保有・管理する形態である。

5番目は共同組合 (Gesossenschaften) であり、営利を目的としない農業協同組合や住宅共同組合、相互保険会社等がある。

さらに、公法上の非営利団体 (法人) という存在がある。タイプが4つあり、1) 公法人 (Koerperschaften)、2) 公法上の共同組合 (Genossenschaften)、3) 公法上の機関 (Anstalten)、4) 公法上の財団 (Stiftungen) である。これらは公的目的のためのものであり、特に公的機関 (役所) のための機関であることが多い。大学やドイツ教会、商工会議所、職業組合等はこの「公法上の法人」に含まれる。

(3) 企業財団の振興¹⁸³

ドイツにおいて、企業財団を成長させることの重要性をドイツ財団協会 (German Association of Foundations、ドイツ語で Bundesverband Deutscher Stiftungen) ¹⁸⁴は認識し、2006年に企業関連財団に関するフォーラムを開始した。後に企業財団に重点をシフトし、2009年には公益的な企業財団のための10の提言案を作成した。翌年の2010年1月にフォーラムの会議を開催して10の提言を採択した。そして同年5月にはワーキンググループを設置している。

ドイツの企業は社会的責任に取り組んでおり、CSRのために利用できる手段の一つとして公益的な企業財団がある。財団は企業にとって社会的関与の必須要素ではないが、企業が財団を設立することを決定した場合、その構想と組織は、財団の利点を実現するようなものでなければならない。企業は、市民社会の分野で可能な限り独立して事業を営むことができるように、企業財団を設立する必要がある。

設立企業のために企業財団が果たすことができるものは下記のとおりである。

- 経済、公共政策、社会全体の関係に向けてビジネスの側面を超えて地平を広げる。
- ステークホルダーのさらなるグループを活用して、交換およびパートナーベースの協力を可能にする。
- 社会的に重要なプロジェクトに長期的なインプットと作業を提供する。
- 従業員間の市民社会の関与を可能にする (いわゆる「企業ボランティア」)。
- 従業員の意識を高め、企業を雇用主としてより魅力的なものにする。
- 肯定的なイメージ転送 (image transfer) と評判の向上を達成する。
- 社会的関与に関するより良い評価を達成する。

¹⁸³ Dr. Ekkehard Winter: Corporate Foundations in Germany, November 28th, 2012
http://www.forumdarczynow.pl/docs/download/e_winter_corporate_foundations_warsaw_28_11.pdf
をもとに作成

¹⁸⁴ Bundesverband Deutscher Stiftungen のウェブサイト：
<https://www.stiftungen.org/startseite.html>

これらの利点は、社会全体にとっても有用である。特に、企業財団は長期的な市民社会の関与を確保する鍵である。

以上より、既存の企業財団と潜在的な設立企業のための 10 の提言が協会の "財団の良い実践のための原則ガイド (Guiding Principles of Good Practice for Foundations) "とともに、すべての財団と設立者がコミットしているべきであるベンチマークを提供するように設計されている。提言内容は表 20 のとおりである。

表 20 : 10 の提言

No.	提言の内容
1	財団となる利点を生かすために、企業財団は設立企業からできるだけ独立し、行動のための個別の範囲が十分にあるべき。
2	財団の資本基盤の種類と量は、財団がその法令で概説されているように、恒久的に、十分な人員と財源で、その目的を達成できるように計算されるべき。
3	日常業務は原則として、特定のプロジェクトや企業財団からの提案の提出に縛られることなく、創設組織からの助成金によってカバーされるべき。これらの資金は、少なくとも中期的な財務計画を可能にするほど十分に信頼できるものでなければならない。
4	効率的な運営方法を確保するため、企業財団の統治機関はできるだけ合理化されていなければならない。委員会の意思決定に重要な影響が保証されることを確実にするために、会社の代表者と並んで、理事会は十分な数の外部専門家を抱えるべき。
5	再選挙の回数のように、各メンバーの任期は制限されるべき。このようにして、統治機関の活性化が保証される。
6	様々な組織間のレベルは、戦略的指向の責任者と、意思決定能力のための有効範囲を持つ強力な理事会との間で明確に記述されるべき。理事会は、会社の報告や指揮系統に関係しない人物で構成されていなければならない。フルタイムのスタッフは、会社ではなく財団によって雇用されるべき。
7	会社と財団の間で行われる共同作業は、設立企業のレベルでのマネジメントに基づいて行われるべき。
8	財団の仕事は財団の「独自の職人技」に基づいているため、上級職と幹部職は財団セクターの専門家または財団が運営する職場で満たされるべき。一方、設立会社の経験とリソースからの管理と経営（プロジェクト管理、財務および簿記、法務など）の充てんは賢明かもしれない。
9	企業財団の資金調達活動は、起業家の考え方によっても維持されるべき。これは、人事関連のすべての決定に反映されるべき。
10	可能な限り独立して真摯に仕事をする企業財団は、独立した出版物と PR 活動、および独自の企業アイデンティティやデザインを通じて自由を証明しなければならない。

2.4.3 日本の税制改正についての示唆

図 39 は 1991 年から 2010 年までのドイツにおいて設立された財団数を示しているが、2001 年と 2007-2008 年が特に増加していることがわかる。これは、上述したように、2001 年に法改正で財団の設立が認可から認証へと緩和されたこと、2007 年に市民の雇用をさらに強化するための法律、ならびに 2008 年 12 月 19 日付の 2009 年度税制改正法により、寄付・公益に関する法律が根本的に改訂されたという政策要因を指摘することが出来る。

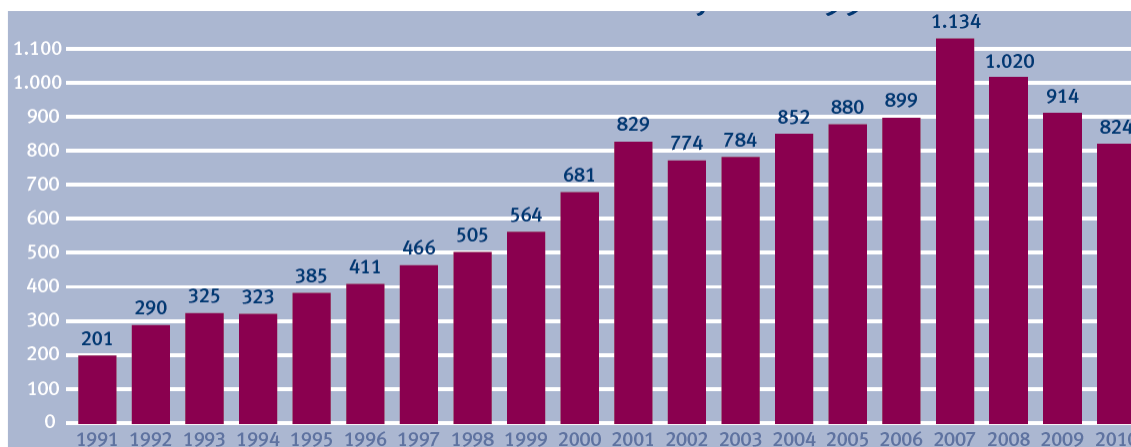


図 39 : 1991 年から 2010 年までのドイツにおいて設立された財団数

出典) German Association of Foundations - Brochure

https://www.stiftungen.org/fileadmin/bvds/de/en/BvDS_Imagebroschur_english_09_2_.pdf

財団が取り組む対象分野として教育は重要視されており、特に若者への支援は充実していると言える。また、ドイツの企業財団は数も多く、教育分野の活動を積極的に展開しており、STEM 教育に重点を置くものもあるなど特徴がある。日本においても内部留保のある企業が教育や人材育成のために貢献することが期待される。

参考文献

公益認定等委員会「公益法人制度の国際比較概略 ―英米独仏を中心にして―」2013 年。

JSPS ボン研究連絡センター：ドイツの高等教育機関、平成 28 年 3 月（改訂第 1 版）

永野博：ドイツに学ぶ科学技術政策、近代科学社、2016 年

The German Rectors' Conference (HRK): Higher Education Institutions in Figures 2017

W. Bertelsmann Verlag: Bildung in Deutschland 2008, 2010, 2012, 2014, 2016

Dr. Ekkehard Winter: Corporate Foundations in Germany, November 28th, 2012

2.5 シンガポール

2.5.1 高等教育と寄附金

(1) シンガポール全体の高等教育機関の概況

1) 教育省からの予算

シンガポールの高等教育は教育省（MOE）の所管であるが、自治大学（Autonomous University）である5つの大学（シンガポール国立大学、南洋理工大学、シンガポール経営大学、シンガポール技術設計大学の4つの国立大学と、シンガポール工科大学）の運営に関しては、各大学に大きな権限が与えられており、MOEは最小限しか関与しない。シンガポールの国内の大学への進学率は、2010年時点で約26%であるが、これ以外に海外の欧米やオーストラリア等の大学に進学する者も多い¹⁸⁵。

政府の2017年度予算は総額約750.7億シンガポールドル（以下、Sドルと略）で、そのうち教育省は17.2%（129億Sドル）を占める。シンガポールの経済的ニーズを支援し、大学の研究の取組をサポートするために、高品質の大学院人材（graduate manpower）を育成することを主な目的に、2017年度には、大学セクターに対して27億3,000万Sドルが提供された。これにより、支援される学生（学部生と大学院生を含む）の総数は80,100人になると予測されている。また、教育省から主要大学へのプログラムごとの支出としては、シンガポール国立大学へ約11.5億Sドル、南洋理工大学へ約9億Sドルとなっている¹⁸⁶。

2) 高等教育への寄附金

シンガポールは、アジアの中でも寄附文化が醸成されている国の一つである。2016年の寄附金総額は27億Sドルで、課税控除対象の寄附金は8億6,560万Sドルである。登録慈善団体（Registered Charities）は2,247団体あり、図40に示すように年々増加していることがわかる。教育に関する団体は130あり、全体の約5.8%を占める。

¹⁸⁵ 小林治・津田憂子：シンガポールの科学技術情勢、2016年11月
<https://www.jst.go.jp/crds/report/report10/SG20161130.html>

¹⁸⁶ head k ministry of education - Singapore Budget
http://www.singaporebudget.gov.sg/data/budget_2017/download/27%20MOE%202017.pdf

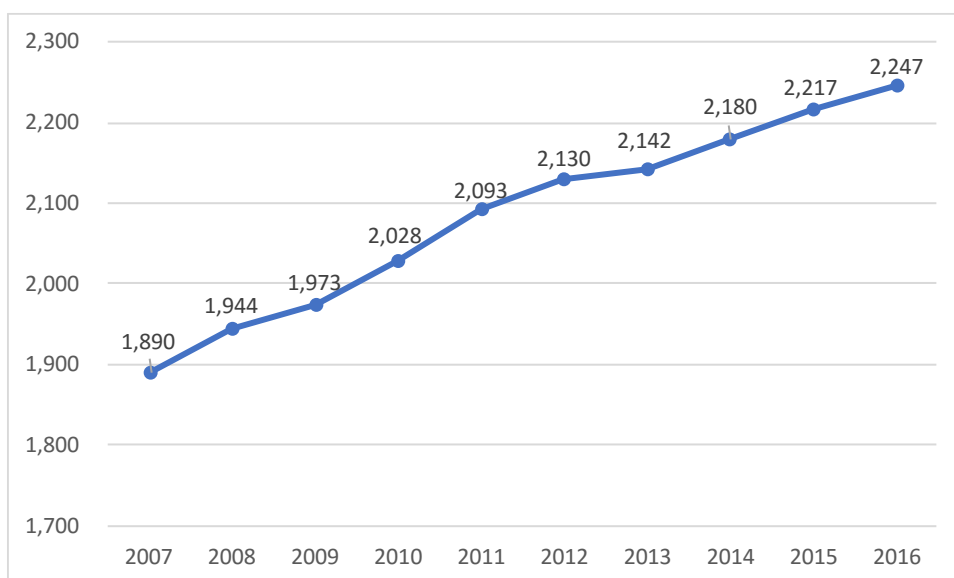


図 40 : 2007～2016 年の登録慈善団体数

出典) Ministry of Culture, Community and Youth: Commissioner of Charities Annual Report - For the Year Ended 31 December 2016, 2017 より作成

また、図 41 は 2015 年における分野ごとの年間収益である。教育分野においては政府の助成金が全体の 53.0%、寄付金が 3.9%を占める。なお、2015 年は 2016 年と同じく寄付金総額は 27 億 S ドルである。

(単位：百万 S ドル)

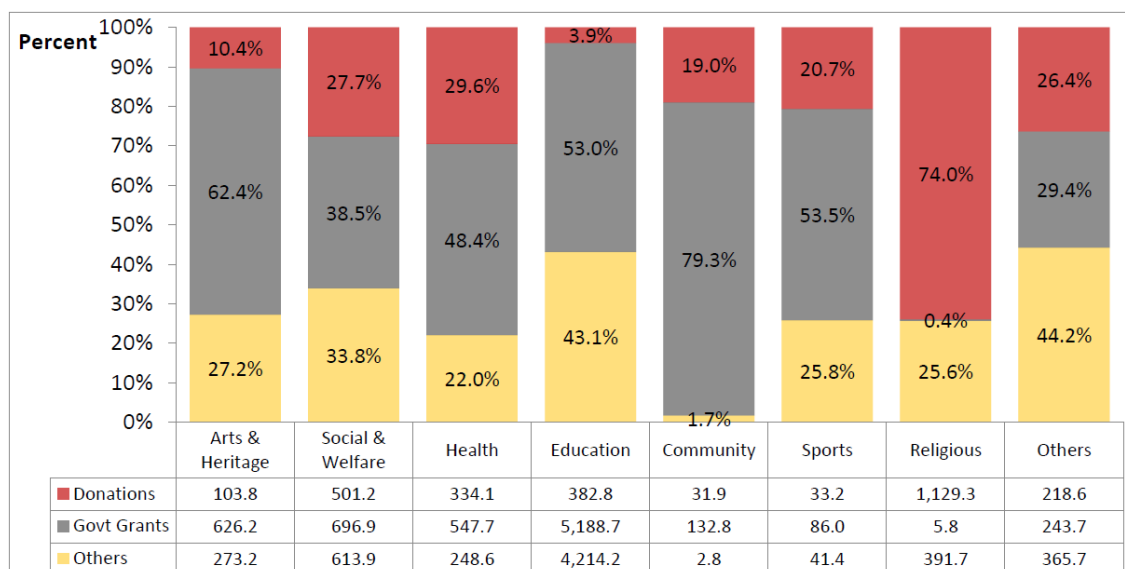


図 41 : 2015 年における分野ごとの年間収益

出典) Ministry of Culture, Community and Youth: Commissioner of Charities Annual Report - For the Year Ended 31 December 2016, 2017

シンガポールのゴールデン・ジュビリー¹⁸⁷を祝い、適格寄付金の課税控除が 250%から 300%に一度増加したことにより、2015 年に寄付金総額が増加した（2015 年：2,735 百万 S ドル、2014 年：2,524 百万 S ドル）。分野別の寄付総額の内訳を図 42 に示す。

（単位：百万 S ドル）

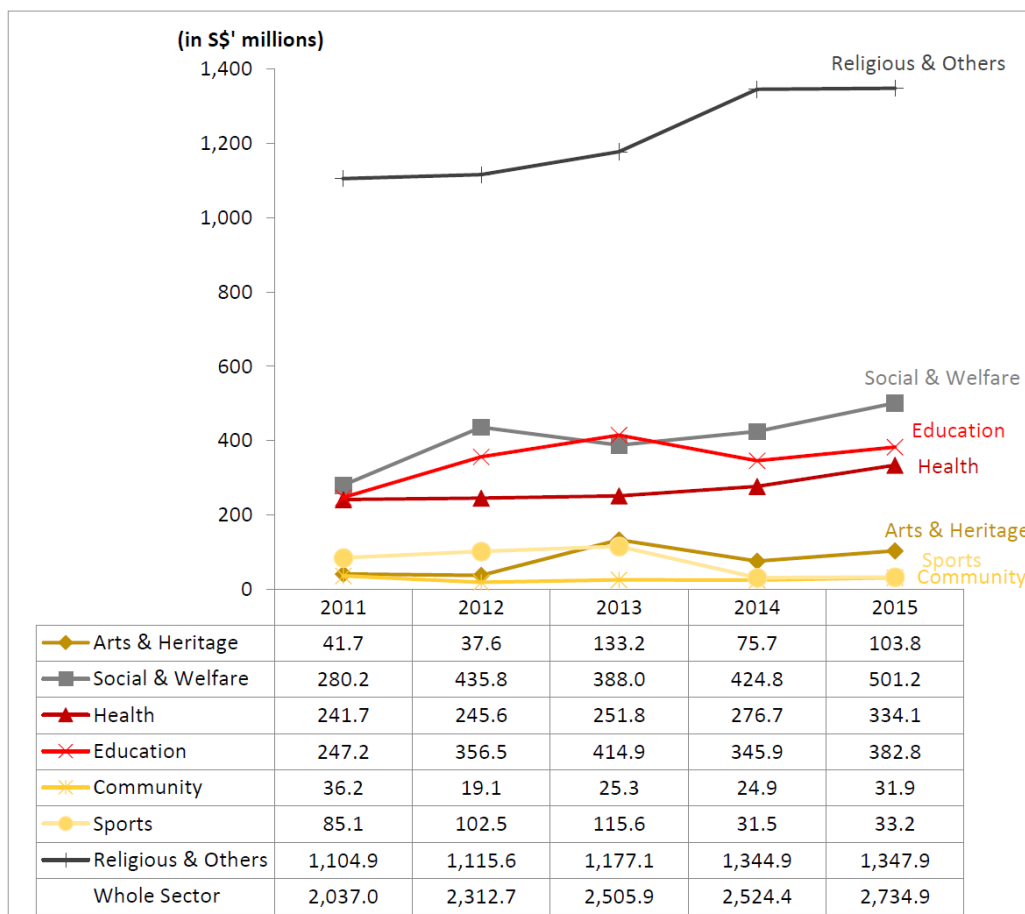


図 42 : 2011～2015 年における分野ごとの寄付金総額

出典) Ministry of Culture, Community and Youth: Commissioner of Charities Annual Report - For the Year Ended 31 December 2016, 2017

シンガポールの所得税法では、個人または法人が政府に認可された公益団体 (Institutions of Public Character : IPC) などに寄付を行った場合、課税所得からの控除を認めている。IPC は、慈善事業団体としてシンガポールで登録されたもしくは登録を免除されている非営利団体のうち、シンガポール政府により寄付金控除の対象となる寄付の受取人として認

¹⁸⁷ 重要な出来事の 50 周年記念日。2015 年にマレーシアからの独立 50 周年を記念して、Singapore50 が発議された。

められている団体を指す¹⁸⁸。

図 43 は 2008～2016 年の IPC の数の推移を示している。年々増加しており、2016 年には 653 の認可された IPC がある。

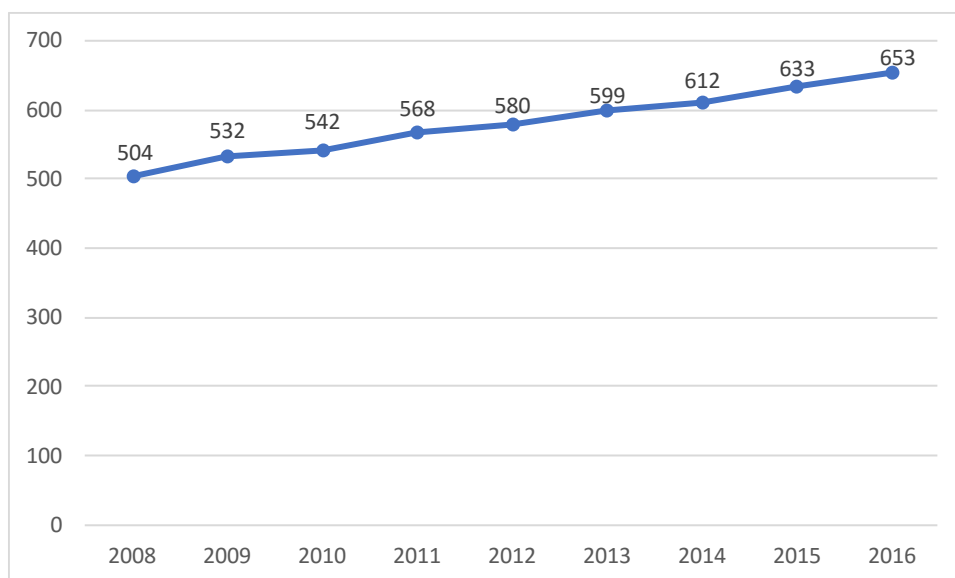


図 43 : 2008～2016 年の IPC の数

出典) Ministry of Culture, Community and Youth: Commissioner of Charities Annual Report - For the Year Ended 31 December 2016, 2017 より作成

2016 年における分野ごとの IPC の数・割合は図 44 に示すとおりで、教育は 43 団体（全体の 6.6%）という状況である。高等教育関係では、南洋理工大学などの自治大学の他に、シンガポール奨学基金の MIT クラブに寄付するために卒業生や利害関係者を奨励するための資金調達活動を組織する「MIT CLUB OF SINGAPORE SCHOLARSHIP FUND」や、ウォリック大学で学部または大学院を専攻することを認められているシンガポール市民およびシンガポールの永住者による教育と学習の発展のための資金を申請する「The Friends of The University of Warwick in Singapore」などがある。

¹⁸⁸ Charities Act の第 5 条に基づいて登録された慈善団体であることや、シンガポールでの活動は、シンガポール全体のコミュニティにのみ有益であり、人種、信念、宗教に基づいて部分的な利益や人の集団に限定されないこと、理事会メンバーの半数以上はシンガポール市民であることなどの条件がある。

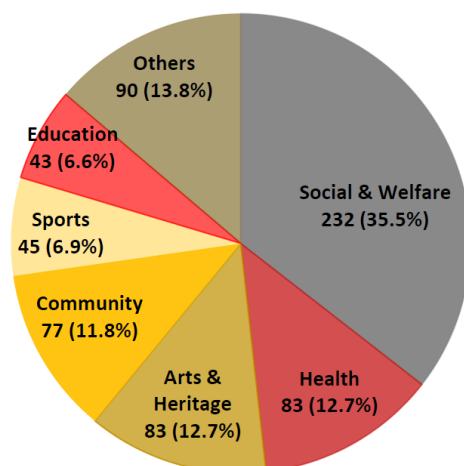


図 44 : 2016 年における分野ごとの IPC の数・割合

出典) Ministry of Culture, Community and Youth: Commissioner of Charities Annual Report - For the Year Ended 31 December 2016, 2017

2016 年に IPC が受け取った課税控除寄付金 (Tax-Deductible Donations: TDD) の総額は、図 45 に示すように、2015 年には 13 億 6,100 万 S ドルから 2016 年には 8 億 6,560 万 S ドルに減少した。課税控除可能な寄付の 36%の減少は、過去 5 年間の課税控除寄付の最低額を示しているが、これは、2015 年にゴールデン・ジュビリーの年間課税控除後 300%の課税控除が 250%に戻ったことに一部起因している。さらに、経済的な不確実性が慈善寄付に悪影響を及ぼした可能性もある。

(単位：百万 S ドル)

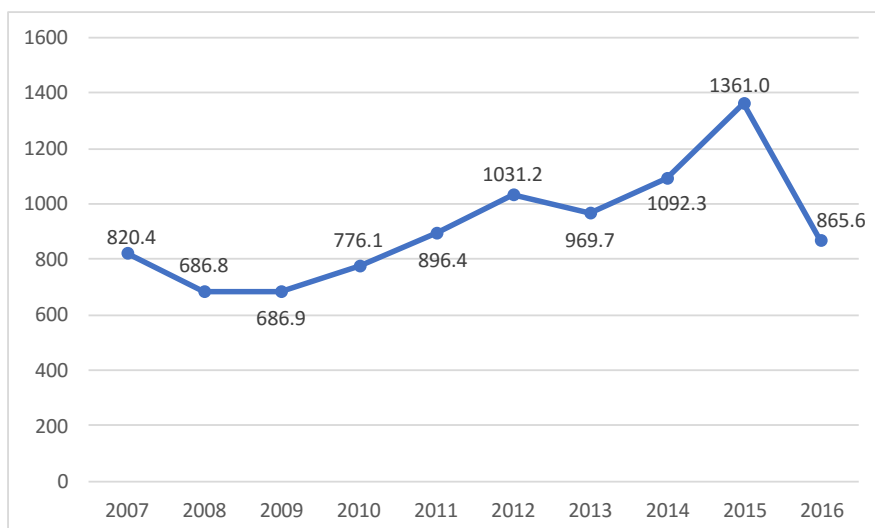


図 45 : 2007~2016 年の課税控除寄付金の推移

出典) Ministry of Culture, Community and Youth: Commissioner of Charities Annual Report - For the Year Ended 31 December 2016, 2017 より作成

2016年における分野ごとの課税控除寄付の金額・割合については図46に示すとおりで、教育は全体の25%を占める。

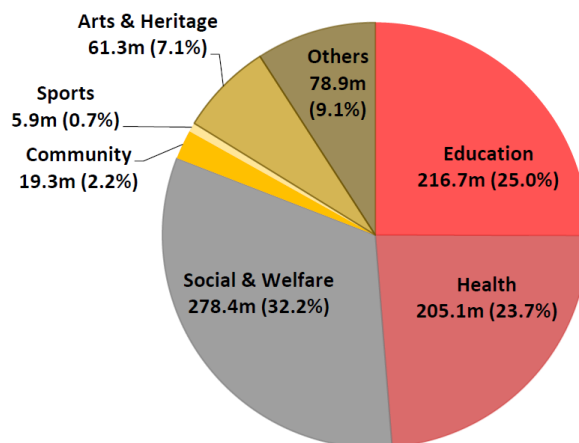


図46：2016年における分野ごとの課税控除寄付

出典) Ministry of Culture, Community and Youth: Commissioner of Charities Annual Report - For the Year Ended 31 December 2016, 2017

図47に示すように、2016年は引き続き、企業のドナーが個人ドナーと比較して課税控除寄付金の割合が高くなっている。個人からの寄付の割合は2015年の33.0%から2016年の46.5%に増加したが、個人からの寄付の絶対額は約10.4%減少した。

(百万Sドル)

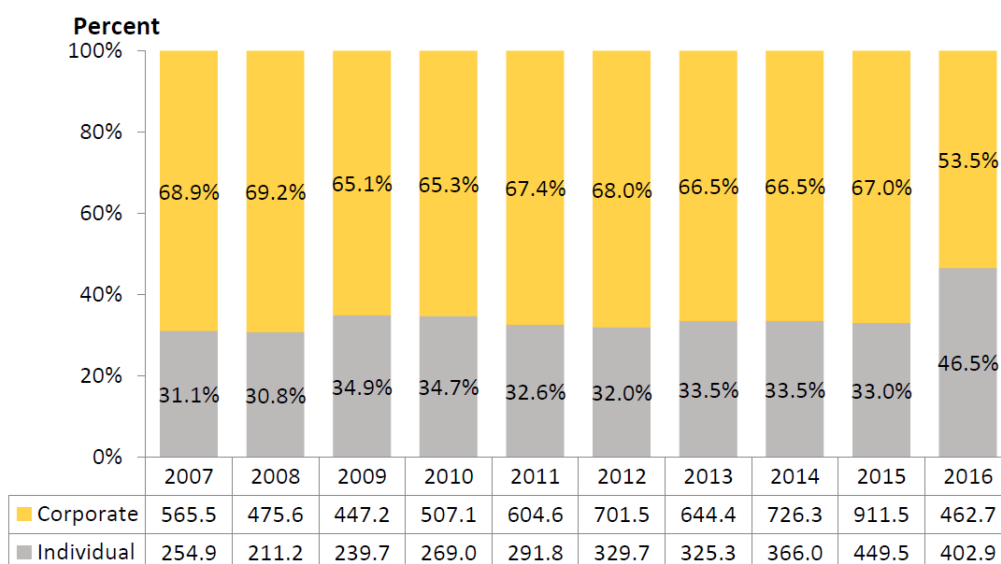


図47：2007～2016年の資金源ごとの課税控除寄付金

出典) Ministry of Culture, Community and Youth: Commissioner of Charities Annual Report - For the Year Ended 31 December 2016, 2017

これまで活用した文化社会青年省の資料では高等教育に特化したデータは見当たらないが、シンガポールの銀行 Coutts & Co Ltd では、Coutts Million Dollar Donors Report を公表しており、シンガポールについての最新版は 2015 年となっている¹⁸⁹。データはシンガポールのすべてを網羅していないので、あくまで参考程度の扱いになる¹⁹⁰が、シンガポールの 2014 年における寄付金総額は 5 億 3,600 万米ドルで、そのうち、企業や企業財団からの寄付金は 4 億 7,700 万米ドルで全体の 89%を占めている。財団と個々の寄付者は、それぞれ 4,000 万米ドルと 1,900 万米ドルを拠出し、それぞれ全体の 7%と 4%を占める。高等教育には 2,050 万米ドルの寄付がなされ、5 件が 100 万米ドルを超える寄付をしている。したがって、寄付金総額に占める高等教育の割合は約 3.8%となる。

なお、2013 年の寄付金総額は 7 億 1,300 万米ドルで、そのうち、企業や企業財団からの寄付金は 5 億 4,650 万米ドルで全体の 77%を占めている。財団と個々の寄付者は、それぞれ 1 億 440 万米ドルと 6,190 万米ドルを拠出し、それぞれ全体の 14.5%と 8.5%を占める。高等教育には 3 億 600 万米ドルの寄付がなされ、うち 20 件が 100 万ドルを超える寄付をしている¹⁹¹。したがって、寄付金総額に占める高等教育の割合は約 4.3%となる。

3) 教育基金 (Education Fund)

教育省では、教育基金 (Education Fund) ¹⁹²を運営している。教育基金は、教育の全般的な発展のために 1970 年に設立され、恵まれない学生のための奨学金や、芸術への学生の興味を育てるプログラム、優秀な学生の賞など幅広い教育目的をサポートしている。

教育基金は、一般教育と特定教育の両方の目的で寄付を受け入れており、寄付者は以下を考慮しつつ行う。

- ① 一般基金 (General Fund)
- ② 財政援助基金 (Financial Assistance Fund)
- ③ Lee Kuan Yew 教育基金

以下、それぞれについて説明する。

①一般基金 (General Fund)

一般基金への寄付は、一般的に主流の学校に焦点を当てた教育の発展のためのプログラムやプロジェクトを支援するために使用される。プログラムは、特定のグループの学生を

¹⁸⁹ Coutts Million Dollar Donors Report 2015 - SINGAPORE

<http://philanthropy.coutts.com/en/reports/2015/singapore/findings.html>

¹⁹⁰ 当該レポートは、特定の年における百万ドル (以上) の寄付を特定するためにパブリックドメインの情報に大きく依存しており、すべての寄付に関する情報を把握できていない。

¹⁹¹ Coutts Million Dollar Donors Report 2014 - SINGAPORE

<http://philanthropy.coutts.com/en/reports/2014/singapore/findings.html>

¹⁹² Ministry of Education: Education Fund

<https://www.moe.gov.sg/about/org-structure/fdd/education-fund>

支援することに限定されない。メインの教育基金ページ¹⁹³からオンライン上で寄付することができ、10ドル、50ドル、100ドル、200ドル、その他から選択できる。

②財政援助基金 (Financial Assistance Fund)

「財政援助基金への寄付 (Contributions to the Financial Assistance Fund)」というキャンペーンの下で寄付する。財政援助基金への寄付は、経済面などで恵まれない生徒を支援するために使用される。基金が使用できる分野には、教育省の財政援助計画 (Financial Assistance Scheme) の対象外の学生に教科書、制服、食事を提供するものがある。

③Lee Kuan Yew 教育基金

”Contributions in Memory of Mr Lee Kuan Yew”というキャンペーンの下で寄付する。Lee Kuan Yew 基金への寄付は、Lee Kuan Yew 賞の資金調達に使用される。Lee Kuan Yew 賞は、学術分野および非学術分野での成果を称賛して、学校や技能教育学院 (Institute of Technical Education)、技術専門学校 (Polytechnics) の優秀な学生に毎年与えられる特別賞。

教育基金の財務状況としては、2016年度に430万Sドルの純剰余金を計上した (2015年度は680万Sドル)。2016年度の収入は1,370S万ドル (2015年度は1,860万Sドル) で、支出は2016年度が940万Sドル (2015年度は1,180万Sドル) だった。ファンドの残高は2億1,570万Sドルと健全な状況である¹⁹⁴。

4) 大学への寄付金増大を意図した政府のインセンティブ付与策¹⁹⁵¹⁹⁶

2010年にリー・シェンロン首相は、景気後退時でも高等教育機関への支援を確実にするために、シンガポール大学信託 (Singapore Universities Trust) として知られる国家寄付基金を設立すると発表した。卒業生との結束を高め、高等教育のための地域社会のサポートを強化することを目的に、政府は高等教育機関を支援するための寄付金を増大させるファンドを提供することになる。

政府は、大学が募集する寄付金に対してマッチング・グラントを提供するために、今後20年間に約40億米ドルを投資し、そのうちの20億米ドルはシンガポール大学信託

¹⁹³ <https://www.giving.sg/education-fund>

¹⁹⁴ Ministry of Education: Education Fund Annual Report - 1 April 2016 to 31 March 2017, 2017
<https://www.moe.gov.sg/about/org-structure/fdd/education-fund>

¹⁹⁵ Ministry of Education: STRENGTHENING ALUMNI TIES AND COMMUNITY SUPPORT FOR TERTIARY EDUCATION, INFORMATION SHEET, 31 August 2010
http://www.nas.gov.sg/archivesonline/data/pdfdoc/20100908003/infosheet_universities_trust_31_aug.pdf

¹⁹⁶ Yojana Sharma: SINGAPORE: New Universities Trust to ensure funding, 02 September 2010
<http://www.universityworldnews.com/article.php?story=20100902081004138>

(Singapore Universities Trust) に預託され、経済的状況にかかわらずマッチング・グラントが提供される。政府は、大学に対する寄付金とのマッチングを強化し、20年にわたり全大学に1.5対1(※政府が1.5)のマッチングを提供する。

シンガポール技術・デザイン大学(Singapore University of Technology and Design : SUTD)や南洋理工大学(Nanyang Technological University : NTU)で新設されたメディカルスクールのような新しい機関については、政府は最初の10年までは3:1のマッチングを、その後は1.5:1のマッチングを提供する。なお、大学への寄付に対するマッチング・グラントの強化は、2010年9月1日から各機関から受け取った寄付金に反映されている。

このような取組の効果もあり、例えば2013年には、キャリア開発スキルのトレーニングを提供する南洋理工大学のthe Margaret Lien Centre for Professional Successに970万米ドルの個人寄付がなされた¹⁹⁷。

(2) シンガポールの有力大学における寄付関連の取組状況

ここでは、Times Higher Education 2017などの大学ランキングにおいて、シンガポール国内のトップクラスの大学として知られるシンガポール国立大学と南洋理工大学を取り上げ、各大学における寄付金等の民間資金の獲得に向けた取組を見ていく。

1) シンガポール国立大学¹⁹⁸

① 大学の概要および最近の資金調達状況

シンガポール国立大学(National University of Singapore : NUS)の母体は、1905年に創設された医学校である。その後1980年に、シンガポール大学と南洋大学が合併し、シンガポール唯一の総合大学となった。2013年時点で、16の学部・大学院を有し、法学、経営から理工学、医学、歯学等まで幅広い分野を網羅している。ユニークなところでは音楽学部も存在する。学生数は約3万7,000人(うち学部生約2万7,000人)のマンモス大学で、教職員も約1万人を擁する¹⁹⁹。

図48に示すように、2016年度における寄付金は1億5,670万Sドルで、寄付件数は12,000を超えている。寄付金の総額は年度によって変動があり、2015年度には2億2,700万Sドル、2013年度には1億4,470万Sドルとなっている。図49に示すように、寄付者としては、同窓生(卒業生: Alumni)の割合が高いことがわかる。

¹⁹⁷ Coutts Million Dollar Donors Report 2014 - SINGAPORE
<http://philanthropy.coutts.com/en/reports/2014/singapore/findings.html>

¹⁹⁸ シンガポール国立大学のウェブサイト: <http://www.nus.edu.sg/>

¹⁹⁹ 小林治・津田憂子: シンガポールの科学技術情勢、2016年11月
<https://www.jst.go.jp/crds/report/report10/SG20161130.html>

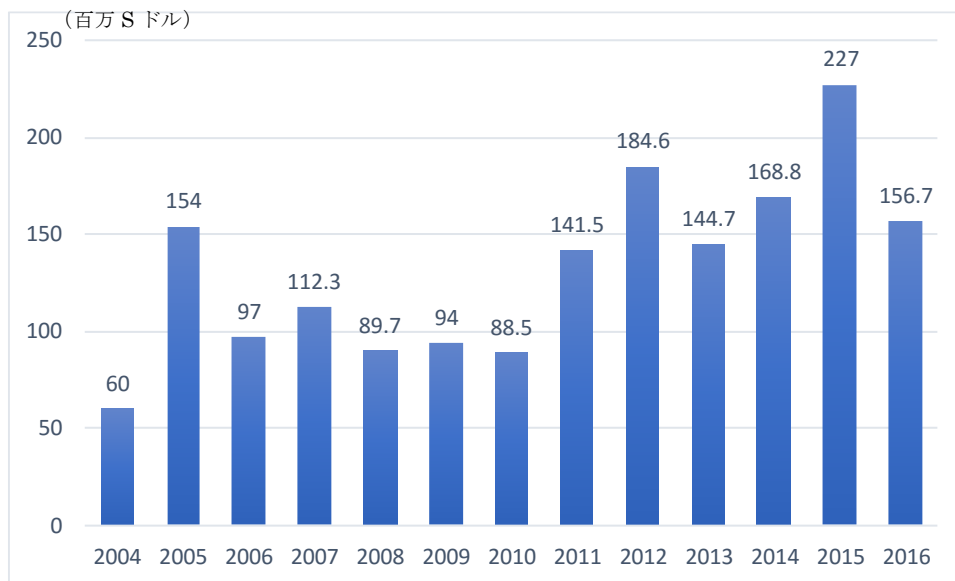


図 48 : 2004~2016 年度における寄付金の推移

出典) National University of Singapore: Annual Report <http://www.nus.edu.sg/annualreport/>
より作成

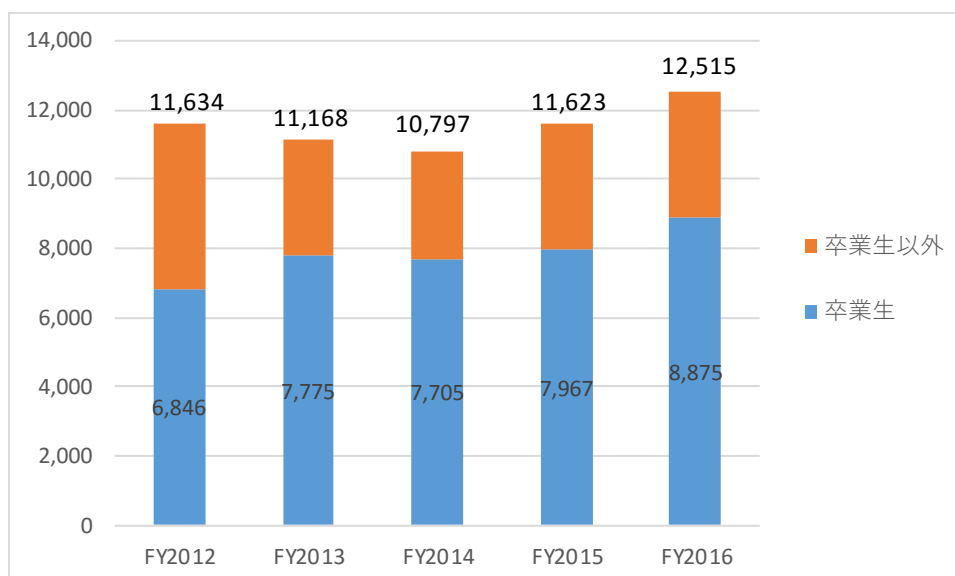


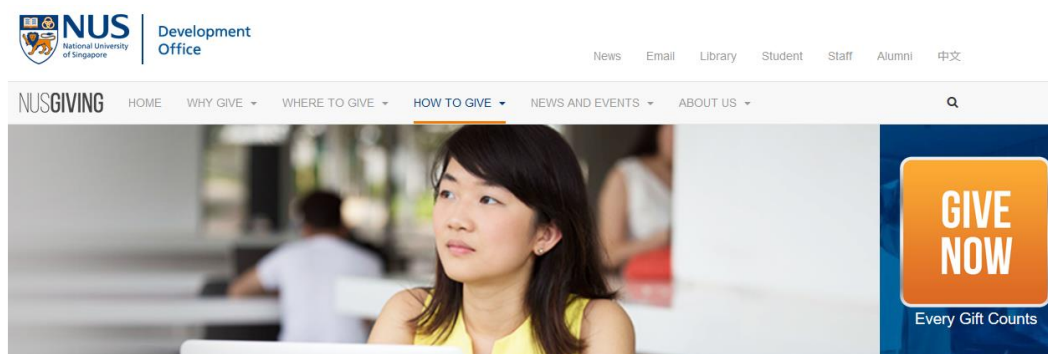
図 49 : 2012~2016 年度における寄付件数の推移

出典) National University of Singapore: Annual Report 2017
<http://www.nus.edu.sg/annualreport/>

② 寄付金獲得に向けた取組

大学の Development Office が"NUSGIVING"というサイト²⁰⁰を運営しており、この中で同窓生（卒業生）や教員向けなどに寄付を募っている。

サイトでは、寄付のメリットとして、シンガポールの居住者である場合、NUS への 1 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日までの寄付は、贈与価値（gift value）の 2.5 倍の課税控除の対象となる。また、寄付金の課税控除が、その年の課税所得（個人と企業の両方）を上回っている場合、寄付者は未使用の控除額を最大 5 年間引き継ぐことができると説明している²⁰¹。また、寄付の方法についても図 50 のように、クレジットカードや小切手など各種について取り上げている。



Methods of Giving

Credit Card	Cheque	GIRO (※)
Shares or Securities	Real Estate	Planned Giving
In Honour/In Memoriam	Are you an American Tax Resident?	Gift Forms

図 50：寄付方法の解説ページ（一部抜粋）

出典) Methods of Giving <http://giving.nus.edu.sg/how-to-give/methods-of-giving/>

(※) GIRO は、支払いを回収するための低コスト手段として課金機関（BO）によって使用される電子直接借方メカニズム（electronic direct debit mechanism）として 1984 年に設立。

その他、毎年、Annual Giving Appreciation Dinner を開催して、寄付者や寄付金受領者、教員などを招待している。同窓生や寄付者へ電話マラソンも実施しており、電話担当者は財政援助の受領者でもある学生の多くが担当している。また、年間の寄付報告や The Power of Potential Magazines、ニュースレターを発行している²⁰²。

²⁰⁰ NUSGIVING <http://giving.nus.edu.sg/>

²⁰¹ Benefits of Giving <http://giving.nus.edu.sg/why-give/benefits-of-giving/>

²⁰² NUS Giving Reports <http://giving.nus.edu.sg/news-events/publications/>

2) 南洋理工大学²⁰³

① 大学の概要および最近の資金調達状況

南洋理工大学 (Nanyang Technological University : NTU) は、1955年に国内の中華系子弟のために設立された南洋大学を祖とする。1981年に南洋大学がシンガポール大学と合併して NUS となった際に、南洋大学の一部が南洋理工学院 (NTI) として再編され、1991年には NTI が国立教育研究所 (NIE) を吸収する形で NTU が設立された²⁰⁴。

学生数は約 33,300 人 (学部生 24,300 人、大学院生 9,000 人) で、教員 (研究者) は約 85 か国から来た 5,000 名近い陣容となっている。卒業生は 148 の国籍からなる 21 万人以上の規模である²⁰⁵。

寄付金は図 51 に示すように、2007 年で大幅に増え、最近では 3,000 万ドルの規模となっている。2017 年の大学の純資産は約 35 億 4,000 万ドルなので、寄付金の占める割合は約 0.9% である。

(単位 : 千ドル)

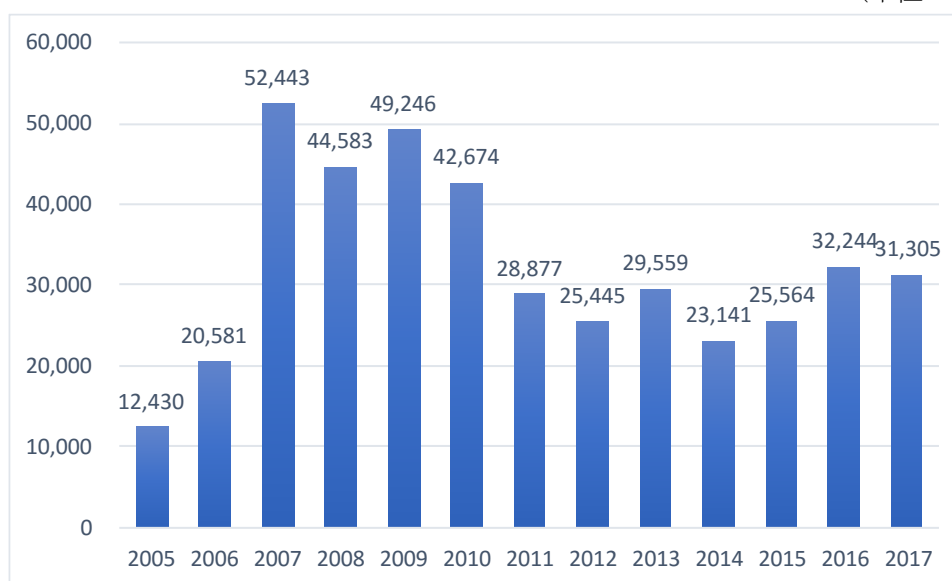


図 51 : 2005~2017 年における寄付金の推移

出典) Annual Report <http://www.ntu.edu.sg/AboutNTU/Pages/AnnualReport.aspx>

より作成

²⁰³ 南洋理工大学のウェブサイト : <http://www.ntu.edu.sg/Pages/home.aspx>

²⁰⁴ 小林治・津田憂子 : シンガポールの科学技術情勢、2016 年 11 月
<https://www.jst.go.jp/crds/report/report10/SG20161130.html>

²⁰⁵ Nanyang Technological University: At a Glance 2016
<https://www.ntu.edu.sg/AboutNTU/UniversityPublications/Documents/NTUAtAGlance2016.pdf>

② 寄付金獲得に向けた取組

大学の Development Office が寄付金を扱っている。同窓生（卒業生）やビジネスパートナー、教員、親などへ寄付を呼び掛けている。寄付のメリットとしては下記を挙げている²⁰⁶。

- 親、教師、または組織のいずれであろうと、NTU への貢献は、政府とのマッチングによって最大になる。
- 政府の政策に基づいて税控除が与えられる。

寄付はオンライン上²⁰⁷で行うことができ、分野や施設、教員などの項目から選択できるようになっている。また、NTU サークル雑誌『Continuum』や Impact、Footprint などの冊子も発行している²⁰⁸。加えて、広報として、Giving News やイベントの開催概要を紹介した写真、ビデオなども掲載されている²⁰⁹。

2.5.2 高等教育への寄付金促進のための税制

はじめに税制の検討に係る経緯を説明し、次に関連する税制の制度について概説する。

(1) 制度の検討経緯²¹⁰

アジアにおける高等教育における慈善事業は新しいものではない。香港の億万長者 Li Ka Shing 氏が 2005 年に香港大学へ行った HK \$ 10 億 (US \$ 128 million) の寄付は、当時のアジアの大学への最大級の寄付金であった。アジアで最も豊かな人の一人であると言われる Li 氏は、香港やシンガポールの他のトップ大学や中国の汕頭大学といった、彼が生まれた場所の近くに寄付している。

香港、シンガポール、中国の大学は政府からの資金提供が多いが、大学の研究部門は国際的に世界ランキングで比較されているため、研究奨学金の基金資金が重要になっている。留学生を惹きつけたり、地方の教育拠点となることを望む大学においても、図書館やスポーツ施設などの施設をアップグレードしたいと考えている。

同窓生（卒業生）は非常に重要であるが、個人からの寄付の約半分は、"教育を重視するコミュニティの人々からで、非同窓生の傾向がある。

シンガポール政府はこれを認識しており、2007 年以来、財政的インセンティブを提供す

²⁰⁶ How You Can Give <http://www.ntu.edu.sg/do/how-you-can-give/Pages/default.aspx>

²⁰⁷ Give Now <http://www.ntu.edu.sg/do/give-now/Pages/default.aspx>

²⁰⁸ Publications <http://www.ntu.edu.sg/do/news-and-updates/publications/Pages/default.aspx>

²⁰⁹ News and Updates <http://www.ntu.edu.sg/do/news-and-updates/Pages/default.aspx>

²¹⁰ Yojana Sharma: "ASIA: The rise of higher education philanthropy", University World News Issue No:168, 24 April 2011

<http://www.universityworldnews.com/article.php?story=20110421201619136>

より公益財団法人未来工学研究所作成

ることにより、慈善寄付を奨励している。その結果、シンガポールの最も豊かな家族の一部が、大学やメディカルスクールに寄付する慈善基金が増加した。シンガポールの場合、寄付された金額の 1.5 倍以上に相当する政府の資金提供を約束して、寄付を奨励している。

シンガポールの南洋理工大学 (NTU)、シンガポール国立大学 (NUS)、シンガポール経営大学 (SMU) のすべてに、現在は同窓生からの寄付を受け入れるスタッフがいる。

このような環境整備のもとで、たとえば、インドネシアの財閥系企業の Lippo グループは、中国やインドネシアの学生が SMU で勉強するための奨学金として 500 万シンガポールドルを拠出することを発表した。2007 年には、新しい NUS ビジネススクールに 2,100 万 S ドル (約 1,700 万ドル) を寄付した。

また、NUS は 2009-11 年に 8,000 人の寄付者から 9,400 万 S ドル (7,500 万米ドル) を受領し、寄付者 1 人当たり平均 S \$ 10,000 (8,000 米ドル) を超えたと発表した。同じ期間に NTU は 10,000 人の個人の寄付者から 2,600 万 S ドル (21 百万米ドル) の届け出を受けた。

(2) 所得税法

シンガポールの所得税法²¹¹では、個人または法人が政府に認可された公益団体 (Institutions of Public Character : IPC) などに寄付を行った場合、課税所得からの控除を認めている。寄付先の団体が IPC であるかどうかは、文化・地域社会・青少年省 (Ministry of Culture, Community and Youth) が運営する「Charity Portal²¹²」というウェブサイトで確認することができる。

寄付金控除の対象は、現金の寄付に限られず、表 21 のような種類がある。そのほとんどは個人と法人のどちらにも適用されるが、株式の寄付は個人のみ適用され、コンピューターの寄付は法人のみ適用される。

²¹¹ 所得税法 (Income Tax Act) 第 37 条 <https://sso.agc.gov.sg/Act/ITA1947>

²¹² Charity Portal <https://www.charities.gov.sg/Pages/Home.aspx>

表 21：寄付金控除の対象

対象	概要
現金	認可 IPC またはシンガポール政府への寄付
株式	シンガポール証券取引所に上場する株式またはシンガポールで取引されている投資信託の認可 IPC への寄付
コンピューター (※)	ハードウェア、ソフトウェア、付属品、プリンター等の周辺機器を含むコンピューターの所定の教育・研究機関または認可 IPC への寄贈
美術・工芸品	国家遺産庁 (National Heritage Board : NHB) により認可美術館に認定されている美術館の収蔵品としての価値を有する美術・工芸品の寄贈
彫刻または立体作品	公共芸術優遇税制 (Public Art Tax Incentive Scheme) に基づく屋内の公共空間に展示するための彫刻または立体作品の NHB への寄贈
土地・建物	土地または建物の認可 IPC への寄贈

出典) Ministry of Finance: Tax Deduction for Donations

<https://www.mof.gov.sg/Policies/Tax-Policies/Corporate-Income-Tax/Tax-Deduction-for-Donations>

及び <https://www.asiax.biz/biz/38427/> をもとに作成

(※) 2017 年 2 月 21 日からコンピューターの寄付に対する税金控除制度が廃止²¹³。

2009 年 1 月 1 日以後に行われた寄付については、寄付した金額の 2.5 倍の金額が控除される。ただし、2015 年に行われた寄付に関しては、シンガポール建国 50 周年を祝して、寄付した金額の 3 倍の金額が控除される。例えば、法人が寄付した場合、法人税率を 17% として寄付金控除による節税効果を考慮すると実質的な支出額は寄付した金額の 57.5%、すなわち 10 万 S ドルを寄付した場合の実質的な支出額は 5 万 7,500S ドルになる。

2016 年 1 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日までの間に行われた適格寄付については、さらに 3 年間 250% の課税控除が延長される。また、課税所得が寄付金控除の金額より少ない場合には、最長 5 年間繰り越して将来の所得から控除することができる。寄付金控除の申告については、以前は、IPC から発行された「Tax Deductible」と記載された領収書に基づき、所得申告に記載して申告していたが、現在は、個人も法人も寄付した際に氏名と身分証明番号 (NRIC/FIN/UEN) を IPC に通知すれば、IPC から内国歳入庁 (IRAS) への報告により、寄付した人の所得から自動的に控除されるようになった²¹⁴。

2002 年以前は、寄付金の課税控除額は現金寄付額に相当していた。シンガポール人の贈与と慈善活動を促進するとともに、慈善団体に募金活動を拡大するよう促すために、2002 年に二重課税控除²¹⁵が導入され、2009 年には 2.5 倍の控除になっている。表 22 は、シン

²¹³ Donations and Tax Deductions

<https://www.iras.gov.sg/irashome/Other-Taxes/Charities/Donations-and-Tax-Deductions/>

²¹⁴ AsiaX 会計・税務相談 <https://www.asiax.biz/biz/38427/>

²¹⁵ 以前は、命名の機会を与えられた寄付 (donations with naming opportunities) には 1 回の課税控除しか認められていなかった。

ガポールにおける慈善団体の主要な法律および自主的な開示ガイドライン²¹⁶についてまとめたものである。

表 22：シンガポールにおける慈善団体の主要な法律および自主的な開示ガイドライン

主要な法律	
規制	記載内容
Charities Act (Chapter 37) ²¹⁷ (1995 年に初めて導入)	慈善団体の登録、慈善事業の運営、慈善団体および公的機関の規制、慈善団体と関連して行われる資金調達活動の規制など。
Charities (Institutions of a Public Character) Regulations (2007) ²¹⁸	IPC である慈善団体のための具体的なガイドラインを提供する補助的な法律。
Charities (Accounts and Annual Reports) Regulations (2011) ²¹⁹	すべての慈善団体の報告に関する具体的なガイドラインを提供する補助法。
Charities (Fund Raising Appeals for Local and Foreign Charitable Purposes) Regulations (2012) ²²⁰	すべての慈善団体の資金調達問題に関する具体的なガイドラインを提供する補助法。
自主的な開示ガイドライン	
ガイドライン	記載内容
Code of Governance for Charities and IPCs(2007 年導入、2011 年および 2017 年改訂) ²²¹	慈善団体および IPC のガバナンスと管理の原則と実践を提供。
Charity Transparency Framework (CTF) (2015 年導入、2017 年改訂) ²²²	慈善団体の開示とガバナンスの実践を強化するための慈善団体透明性スコアカード。2016 年 9 月に、Charity Transparency Awards が初開催された。

²¹⁶ 説明責任は、慈善団体の社会的信頼を進展させる上で極めて重要であるとの認識のもとで、慈善団体は、寄付や募金収入、スポンサーシップ収入について寄付者に説明責任を負う。義務的な開示要件を遵守し、慈善団体に設定された自主的な開示ガイドラインに適合する必要がある。

²¹⁷ Charities Act (Chapter 37) <https://sso.agc.gov.sg/Act/CA1994>

²¹⁸ Charities (Institutions of a Public Character) Regulations (2007) <https://statutes.agc.gov.sg/SL-Supp/S89-2007/Published/20080602?DocDate=20070301>

²¹⁹ Charities (Accounts and Annual Reports) Regulations (2011) <https://sso.agc.gov.sg/SL/CA1994-S352-2011?DocDate=20130701&ValidDate=20160622&TransactionDate=20160618>

²²⁰ Charities (Fund Raising Appeals for Local and Foreign Charitable Purposes) Regulations (2012) <https://sso.agc.gov.sg/SL/CA1994-CA1994-S352-2011?DocDate=20121029&ValidDate=20170711&ProVlds=xv>

²²¹ Code of Governance for Charities and IPCs <https://www.charities.gov.sg/manage-your-charity/Day-to-Day-Operations-of-Charity-IPC/Pages/Code%20of%20Governance%20for%20Charities%20and%20IPCs.aspx>

²²² Charity Transparency Framework (CTF) <https://www.charitycouncil.org.sg/Our%20Work/Charity%20Transparency%20Framework.aspx>

出典) Isabel Sim, Usha Menon, Alfred Loh, Hoe Siu Loon: Exploratory Studies on Fundraising Practices, A Project by the Centre for Social Development Asia, November 2016 の Table3 を参考に作成

図 52 は、2006～2015 年の資金源ごとの課税控除寄付の推移を示しているが、新たな法律が出来た 2007 年において大幅な増額となり、また、控除が 2.5 倍になった 2009 年以降も増加傾向となっている。2015 年はシンガポール建国 50 周年を祝して、寄付した金額の 3 倍の金額が控除されたこともあり、大幅な増加となった。

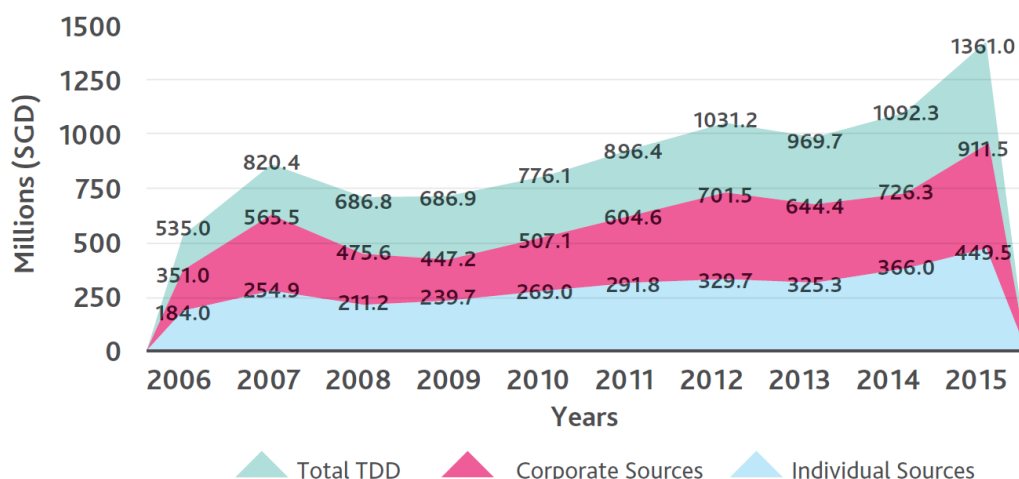


図 52 : 2006～2015 年の資金源ごとの課税控除寄付の推移

出典) Isabel Sim, Usha Menon, Alfred Loh, Hoe Siu Loon: Exploratory Studies on Fundraising Practices, A Project by the Centre for Social Development Asia, November 2016

2.5.3 日本の税制改正についての示唆

先に述べたように、新たな法律が出来た 2007 年において課税控除寄付は大幅な増額となり、また、控除が 2.5 倍になった 2009 年以降も増加傾向となっており、政策要因が大きく貢献していると考えられる。南洋理工大学 (NTU) の寄付金は 2007 年より大幅に増大している。このようなインセンティブ付与としての大胆な課税控除の設定は、今後の日本においても参考になると考えられる。また、オンライン寄付などデジタル化にも対応しなければならない。

参考文献

小林治・津田憂子：シンガポールの科学技術情勢、2016 年 11 月、科学技術振興機構 CRDS

Ministry of Culture, Community and Youth: Commissioner of Charities Annual Report - For

the Year Ended 31 December 2016, 2017

Coutts Million Dollar Donors Report 2014, 2015 - SINGAPORE

Ministry of Education: Education Fund Annual Report - 1 April 2016 to 31 March 2017, 2017

Ministry of Education: STRENGTHENING ALUMNI TIES AND COMMUNITY SUPPORT FOR TERTIARY EDUCATION, INFORMATION SHEET, 31 August 2010

Yojana Sharma: SINGAPORE: New Universities Trust to ensure funding, 02 September 2010

Nanyang Technological University: At a Glance 2016

Yojana Sharma: "ASIA: The rise of higher education philanthropy", University World News Issue No:168, 24 April 2011

Isabel Sim, Usha Menon, Alfred Loh, Hoe Siu Loon: Exploratory Studies on Fundraising Practices, A Project by the Centre for Social Development Asia, November 2016

2.6 韓国

韓国では日本と同様に人口減少により大学の学生数が減少傾向にあり、登録料(授業料)収入が減少している。そのため、その減少分を補うための財源を見出す必要に迫られているが、大学収入に占める寄付金収入の割合は平均では私立大学で約 2.4%、国立大学で約 3.5%であり現在は大きくはない。このため、大学への寄付金等を更に増加させることが必要であるが、個人寄付金は 2014 年の税制改正で所得控除から税額控除になったがその後落ち込んでおり、企業寄付金については、最近の政治的スキャンダルのため、大企業が賄賂とみなされることをおそれ寄付金を手控える傾向にある。

2.6.1 韓国の高等教育機関と寄付金

韓国の大学が抱えている最大の悩みは、大学へ進学する学生数の減少による登録料収入の減少である。高校 3 年生の生徒数は 2015 年の 68 万 3 千人から 2020 年には 57 万 7 千人、2030 年 44 万 9 千人、2040 年には 43 万 7 千人へ減少するものと予想されている(表 23)。

表 23 : 大学学齢人口と高校 3 年生徒数の予測

(単位 : 千人)

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2025	2030	2035	2040
大学学齢人口 (18 歳~21 歳)	2,730	2,663	2,587	2,512	2,439	2,308	1,784	1,796	1,771	1,751
高校 3 年生の生徒数	683	666	647	628	610	577	446	449	443	438
2014 年現在大学学生数(大学院大学校を除く)										2,593
2014 年現在入学定員(大学院大学校を除く)										646

出典 : 教育統計サービスデータベースより、統計庁

そのため、大学学齢人口(18~21 歳)は 2015 年の 273 万人から 2020 年に 230 万 8 千人、2030 年に 179 万 6 千人、2040 年には 175 万 1 千人へ減少するものと予想される。このような人口推移は明らかな現実であり、2018 年以降から大学の入学定員が高校卒業生の数を上回るものと予想される。

このような入学生の減少による環境要因のため、韓国の大学においても寄附金を財政確保の重要な手段とみている。しかし、2014 年に寄附金に関する税制改正により寄附は萎縮しているのが現状である。寄附金の所得控除方式から、所得水準にかかわらず寄附金の 15%を税額控除する方式に変更されたため、寄附金の確保は容易ではなくなっている。

韓国における寄附金の現況をみると、民間寄附金は個人寄附金と法人寄附金に分けられるが、国税統計年譜によると、2013 年の個人寄附金は 7 兆 8,314 億ウォン(約 6,981 億円)

であり、2006年に比べて46%増となっているが、GDP比は0.8%水準であり大きな変化はない。アメリカはGDP比2.0%台である。2013年の法人寄附金は4兆6,545億ウォン（約4,149億円）であり、2006年に比べて66%増となっている。寄附金の総量は年々増加傾向にあり、法人の寄附金より個人の寄附金が大きいたことが分かった。個人寄附者のうち、勤労所得者の寄附金は5兆5,841億ウォン（約4,978億円）であり、総合所得者の寄附金(2兆2,472億ウォン（約2,003億円）)と法人の寄附金(4兆6,544億ウォン（約4,149億円）)より多かった。

表 24：個人及び法人における寄附金現況

(単位：百万ウォン)

年度	個人			法人	総計	対 GDP 比率 (%)		
	勤労所得者	総合所得者	小計					
2006	4,204,450	1,140,756	5,345,206	65.7%	2,795,622	34.3%	8,140,828	0.84
2007	4,154,752	1,283,316	5,438,068	62.1%	3,325,078	37.9%	8,763,146	0.84
2008	4,274,666	1,395,708	5,670,374	62.7%	3,378,565	37.3%	9,048,939	0.82
2009	4,637,220	1,512,495	6,149,715	64.0%	3,460,709	36.0%	9,610,424	0.83
2010	4,855,563	1,673,999	6,529,562	65.1%	3,504,459	34.9%	10,034,021	0.79
2011	5,184,963	1,901,707	7,086,670	63.5%	4,068,045	36.5%	11,154,715	0.84
2012	5,541,012	2,186,211	7,727,223	65.3%	4,112,276	34.7%	11,839,499	0.86
2013	5,584,169	2,247,192	7,831,361	62.7%	4,654,495	37.3%	12,485,856	0.87

注：「総合所得」とは利子所得、配当所得、事業所得、勤労所得、年金所得及びその他所得の合計所得（所得税法4条1号）であり、「総合所得者」は勤労所得以外の所得もある者（自営業者等）を指す。

出典：保健福祉部(2015) ナヌム(分ち合い)実態より

表 25 は、2012 年から 2014 年までの 3 年間における国内私立及び国立大学の寄附金現況を示したものである²²³。

²²³ 寄附金は遠隔大学（韓国放送通信大学）を除いた現況であり、専門大学、大学院大学校及び大学を含むものである。

表 25：年度別における私立大学及び国立大学の寄附金収入及び総収入の現況

(単位：百万ウォン)

年度	区分	地域	学校数	寄附金収入		総収入		寄附金/収入
				合計	平均	合計	平均	
2012	私立	ソウル	64	307,564	4,806	12,452,251	194,566	2.47%
		京畿	70	147,059	2,101	5,286,281	75,518	2.78%
		非首都圏	196	261,490	1,334	13,978,214	71,317	1.87%
		総計	330	716,113	2,170	31,716,746	96,111	2.26%
	国立	ソウル	7	59,623	8,518	1,149,354	164,193	5.19%
		京畿	3	486	162	64,853	21,618	0.75%
		非首都圏	47	102,634	2,184	4,044,246	86,048	2.54%
		総計	57	162,742	2,855	5,258,453	92,254	3.09%
総計			387	878,855	2,271	36,975,199	95,543	2.38%
2013	私立	ソウル	65	329,018	5,062	12,358,879	190,137	2.66%
		京畿	68	106,414	1,565	4,830,455	71,036	2.20%
		非首都圏	192	215,919	1,125	13,957,801	72,697	1.55%
		総計	325	651,351	2,004	31,147,135	95,837	2.09%
	国立	ソウル	7	76,101	10,872	1,298,976	185,568	5.86%
		京畿	3	365	122	62,726	20,909	0.58%
		非首都圏	47	98,701	2,100	4,150,166	88,301	2.38%
		総計	57	175,167	3,073	5,511,868	96,699	3.18%
総計			382	826,518	2,164	36,659,003	95,966	2.25%
2014	私立	ソウル	66	382,035	5,788	12,396,772	187,830	3.08%
		京畿	67	121,258	1,810	5,023,842	74,983	2.41%
		非首都圏	187	358,262	1,916	14,716,779	78,699	2.43%
		総計	320	861,555	2,692	32,137,394	100,429	2.68%
	国立	ソウル	7	103,831	14,833	1,321,233	188,748	7.86%
		京畿	3	358	119	59,747	19,916	0.60%
		非首都圏	46	132,226	2,874	4,231,305	91,985	3.12%
		総計	56	236,415	4,222	5,612,284	100,219	4.21%
総計			376	1,097,970	2,920	37,749,678	100,398	2.91%

出典：大学アリミ(知らせ)データベースより

表 26：2012 年から 2014 年までの私立及び国立大学の寄附金総収入と総収入の現況

(単位：百万ウォン)

区分	地域	3年間の寄附金収入		3年間の学校会計総収入		寄附金 /収入
		合計	平均	合計	平均	
私立	ソウル	1,018,616	5,224	37,207,901	190,810	2.74%
	京畿	374,731	1,828	15,140,578	73,856	2.48%
	非首都圏	835,671	1,453	42,652,795	74,179	1.96%
	総計	2,229,018	2,286	95,001,275	97,437	2.35%
国立	ソウル	239,555	11,407	3,769,563	179,503	6.35%
	京畿	1,209	134	187,326	20,814	0.65%
	非首都圏	333,560	2,383	12,425,716	88,755	2.68%
	総計	574,324	3,378	16,382,605	96,368	3.51%
総計		2,803,343	2,448	111,383,880	97,279	2.52%

出典：大学アリミ(知らせ)データベースより

私立大学の直近3年間の寄附金累積総額は2兆2,290億ウォン（約1,987億円）で、これを大学平均に換算すると約23億ウォン（約2億400万円）となる。これは校費会計収入金額の約2.4%に当たる数値であり、私立大学の寄附金が大学の財政に及ぼす影響は非常に微弱である。

国立大学の直近3年間の寄附金累積総額は5,743億ウォン（約511億円）で、割合としては総歳入金額の約3.5%に当たる。国立大学における寄附金の寄与度が私立大学よりは高いものの、絶対的な割合は大学全体で5%未満であり、国立大学においても寄附金の財政寄与度は低い。

表27は大学別の寄附金現況を示したものである。私立大学の場合、上位10位までの大学の寄附金平均収入は300億ウォン（約28億円）である。さらに、10位までの大学のうち、ソウル地域に所在する大学が6校である。国立大学の場合、10位までの大学の寄附金平均収入が149億ウォンとなっている。特に、10位までの国立大学の平均と比べて、ソウル大学の寄附金収入平均は約4.5倍である。又、10位までの大学のうち韓国科学技術院を除けば、いずれも地域拠点国立大学である。以上から分かるように、国立大学の寄附金は地域拠点国立大学に偏っており、特にソウル大学は多くの寄附金を集めている。又、10位までの大学に寄附金が偏重している程度をみると、私立大学より国立大学が高くなっている。

表 27：2012 から 2014 年までの順位別の私立大学及び国立大学における寄附金収入現況

(単位：百万ウォン)

順位	大学名	2012 年		2013 年		2014 年		平均		収入に占める寄附金収入	
		寄附金	総収入	寄附金	総収入	寄附金	総収入	寄附金	総収入		
1	仁川カトリック大学	2,469	18,195	5,279	17,425	138,657	423,869	48,802	153,163	31.86%	
2	延世大学	48,986	1,778,375	42,797	1,957,130	50,925	1,679,631	47,569	1,805,046	2.64%	
3	成均館大学	43,734	848,236	43,770	888,829	38,393	937,606	41,965	891,557	4.71%	
4	高麗大学	44,359	1,065,835	43,165	1,052,498	36,869	1,117,905	41,465	1,078,746	3.84%	
5	カトリック大学	20,294	399,672	26,873	449,552	31,914	472,670	26,360	440,632	5.98%	
6	嘉泉大学	24,895	379,044	23,859	332,651	11,692	332,675	20,149	348,123	5.79%	
7	明知大学	1,076	280,510	1,814	262,562	53,946	344,784	18,945	295,952	6.40%	
8	SunHakUP 大学院大学	34,182	64,264	5,471	57,554	16,837	70,217	18,830	64,012	29.42%	
9	梨花女子大学	13,913	936,250	29,020	697,881	11,061	598,545	17,998	744,226	2.42%	
私立大学	10	東国大学	11,631	473,283	18,559	452,838	23,643	539,687	17,944	488,602	3.67%
	上位 10 位大学		245,538	6,243,664	240,607	6,168,921	413,937	6,517,589	30,003	631,006	4.75%
	11	漢陽大学	19,025	784,552	15,061	780,137	16,171	809,390	16,752	791,360	2.12%
	12	蔚山大学	11,033	360,934	13,089	372,435	12,653	382,074	12,259	371,814	3.30%
	13	慶熙大学	10,380	723,576	9,832	699,233	15,724	720,296	11,979	714,369	1.68%
	14	西江大学	9,099	578,792	9,301	322,359	16,059	330,273	11,486	410,474	2.80%
	15	嶺南大学	16,929	481,795	6,562	423,855	10,856	428,257	11,449	444,636	2.57%
	16	韓国電力 国際原子力	20,995	52,019	8,845	54,089	3,952	52,121	11,264	52,743	21.36%
	17	中央大学	9,329	569,202	11,812	549,828	11,061	587,492	10,734	568,840	1.89%
	18	韓南大学	23,170	189,843	1,601	171,907	1,573	173,347	8,781	178,366	4.92%
	19	大真大学	7,872	109,877	6,580	106,587	11,331	117,239	8,595	111,234	7.73%
	20	乙支大学	11,540	264,136	6,212	178,079	7,248	169,217	8,334	203,811	4.09%
	上位 20 位大学		139,374	4,114,726	88,895	3,658,509	106,629	3,769,707	11,163	384,765	2.90%

順位	大学名	2012年		2013年		2014年		平均		総歳入に 占める 寄附金 収入
		寄附金	総収入	寄附金	総収入	寄附金	総収入	寄附金	総収入	
1	ソウル大学	46,561	598,118	62,803	738,257	94,340	776,274	67,901	704,217	9.64%
2	韓国科学技術院	13,695	157,734	18,483	165,476	24,504	153,071	18,894	158,760	11.90%
3	釜山大学	7,444	333,461	7,536	329,717	13,339	348,245	9,440	337,141	2.80%
4	江原大学	9,439	254,127	8,043	275,589	8,351	235,598	8,611	255,105	3.38%
5	全南大学	12,744	273,230	6,864	275,886	6,126	266,581	8,578	271,899	3.15%
6	慶北大学	9,114	365,669	9,180	366,916	7,122	373,636	8,472	368,740	2.30%
7	忠南大学	5,868	261,423	9,877	276,895	9,575	288,423	8,440	275,580	3.06%
8	濟州大学	5,581	130,652	5,599	140,216	9,229	154,382	6,803	141,750	4.80%
9	慶尙大学	4,958	180,752	3,899	176,422	10,051	182,686	6,302	179,953	3.50%
10	全北大学	5,893	276,507	6,234	264,225	5,641	266,202	5,923	268,978	2.20%
	上位 10 位大学	121,297	2,831,672	138,517	3,009,600	188,277	3,045,099	14,936	296,212	5.04%
11	郡山大学	461	75,927	489	73,447	14,479	94,970	5,143	81,448	6.31%
12	韓国放送通信大学	4,424	211,801	5,273	226,051	3,810	224,315	4,502	220,722	2.04%
13	忠北大学	4,189	178,995	2,691	191,966	2,635	208,697	3,172	193,219	1.64%
14	国海洋大学	2,366	80,440	3,370	81,436	2,351	80,667	2,696	80,848	3.33%
15	ソウル科学技術大学	3,070	145,295	3,111	143,882	1,810	143,265	2,664	144,148	1.85%
16	釜慶大学	1,628	179,337	2,616	169,510	2,320	187,263	2,188	178,703	1.22%
17	韓国藝術総合学校	2,339	31,226	2,411	31,865	1,511	31,537	2,087	31,543	6.62%
18	金烏工科大学	2,333	74,449	2,075	77,962	1,788	79,173	2,065	77,195	2.68%
19	公州大学	3,436	148,743	1,296	162,168	1,015	152,109	1,916	154,340	1.24%
20	ソウル市立大学	2,250	108,269	1,504	103,955	1,518	95,477	1,757	102,567	1.71%
	上位 20 位大学	26,497	1,234,483	24,836	1,262,242	33,235	1,297,472	2,819	126,473	2.23%

国立大学

出典：大学アリミ(知らせ)データベースより

2.6.2 高等教育への寄付金促進のための税制

(1) 個人寄付

① 所得税法の税額控除

「所得税法」による寄附金の範囲は、次の通りである。

法定寄附金は、特別災難地域を復旧するためにボランティアを行った場合、その役務の価格と、寄附した政治資金であって10万ウォン（約9,900円）を超過する場合、その超過分²²⁴が含まれる。指定寄附金は、労働組合、教員団体等に加入した者が納めた会費、公益法人寄附信託、企画財政部長官が指定した寄附金対象の民間団体への寄付を含む。

表 28：所得税法上の寄附金の種類

区分	控除対象
1. 法定寄附金・政治資金寄附金 (所得税法第34条、租税特別法第76条)	① 法人税法による法定寄附金 ② 特別災難地域を復旧するためにボランティアを行った場合、その役務の価格 ③ 事業者でない居住者が政治資金法に基づき政党(後援会及び選挙管理委員会を含む)に寄附した政治資金であって、10万ウォンを超える場合、その超過分 ²²⁵

²²⁴ 法人は非指定寄附金に該当する。

²²⁵ 法人は非指定寄附金に該当する。

区分	控除対象
2. 指定寄附金 (所得税法第 80 条)	<p>① 法人税法による指定寄附金</p> <p>② 労働組合、教員団体等に加入した者が納めた会費</p> <p>③ 委託者の信託財産が委託者の死亡又は約定した信託契約期間の終了によって公益法人等に寄附されることを条件に居住者が設定した信託であって、次の要件をいずれも備えた信託(「公益法人寄附信託」という)に信託した金額</p> <ul style="list-style-type: none"> - 委託者が死亡し、又は約定した信託契約期間が委託者の死亡前に終了する場合、信託財産が公益法人等に寄附されることを条件に居住者が設定すること - 信託の設定後には契約を解約し、又は元金一部を返還することができないことを約款に明示すること - 委託者と公益法人等との間に特殊関係がないこと - 金銭で信託すること <p>④ 「非営利民間団体支援法」によって登録された団体のうち、収入に個人の会費・後援金が占める割合が 50%を超過するなど一定の要件を満たしたものであって、行政自治部長官の推薦を受け、企画財政部長官が指定した団体(寄附金対象の民間団体)に支出する寄附金</p>

個人が法定寄附金又は指定寄附金をした場合、必要経費算入方法又は税額控除方法による税制優遇制度を利用することができる。事業所得のみある者は必要経費算入方法を、事業所得以外の総合所得(勤労所得等)がある者と年末精算対象の事業所得のみある者は寄附金税額控除方法を適用し、事業所得と他の総合所得の両方ある者は必要経費算入方法と寄附金税額控除方法の両方の適用を受けることができる。

事業所得以外の総合所得がある者の寄附金に対し、所得控除の方法で与えられた税制優遇は 2014 年から税額控除に変更された。すなわち、税額控除対象の寄附金に対し、3,000 万ウォン以下の場合 15%、3,000 万ウォンを超える場合、超過額に対しては 25%の控除率を適用して算出された金額を、税額から控除することができる。

法定寄附金と指定寄附金の必要経費限度額は、所得金額の 100%と 30%²²⁶と規定されており、後述の法人の損金算入の限度額 50%、10%とは差がある。税額控除対象の指定寄附金限度額を超過し、控除を受けることができなかつた指定寄附金は 5 年間、繰越控除が可能である。

なお、寄附金を必要経費に算入できなかった個人事業者は、法人と異なって総合所得算

²²⁶ 指定寄附金の必要経費限度額は、宗教団体寄附金がない場合は 30%、宗教団体寄附金がある場合は宗教団体に支給した寄附金に対する限度 10%と、宗教団体外に支給した指定寄附金に対する限度 20%に分けられる。

出税額から寄附金の税額控除を受けることができる。法定寄附金と指定寄附金の限度超過額は、当該課税期間の翌課税期間の開始日から 5 年以内に繰越し、必要経費に算入することができる。

② 贈与(寄附)税の免除

宗教・慈善・学術その他公益を目的とする事業を営む法人や団体に対する相続又は出捐(贈与)の場合は、「相続税及び贈与税法」(以下「相贈税法」という)第 48 条第 1 項(「公益法人等の出捐財産に対する課税価格不算入等」)に基づき、寄附金に対しては相続税と贈与税が賦課されない。

一定の公益事業を遂行する機関が公益法人等に該当するかどうかは、相贈税法施行令第 12 条(公益法人等の範囲)において類型を定めている。教育関係では、「小・中等教育法」及び「高等教育法」による学校、「幼児教育法」による幼稚園を設立・経営する事業が含まれている。

ただし、寄附を受けた財産を 3 年以内に「固有目的事業等」に使用しない場合には、公益法人にかかわらず、事後に贈与税が賦課されることがある。ここで「固有目的事業等」には寄附を受けた財産から発生した収益を固有目的事業に使用する場合も含まれるので、必ずしも固有目的事業に直接使用する必要はない。

③ 出捐不動産の使用判断について

大学や社会福祉財団が教育や社会事業など寄附を受けた不動産を用いて本来の目的事業を遂行するには、大きく 3 つの方法がある。すなわち、第一に、その不動産を固有目的事業に直接使用することである。大学の場合は、その不動産を教育及び研究活動に直接使用する場合である。第二に、その不動産を賃貸し、その賃料を受けてその資金をもって固有目的事業を遂行することであり、第三に、その不動産を売却してその売却代金を基金にするか、又はその元金を使って固有目的事業を遂行することである。

第三の場合、原則として非営利公益法人の場合であっても、不動産を売却する際に譲渡差額が発生したときには、譲渡所得税(又は、法人税。選択的に申告可能)を納めなければならない。ただし、非営利法人の場合、3 年以上同法人の固有目的事業に直接使った固定資産の場合は、その売却による利益を、各事業年度の所得から除外することで、税金を免除している(法人税法第 3 条及び法人税法施行令第 2 条第 2 項)。

寄附を受けた不動産を売却する際に注意しなければならない点がある。非営利法人が寄附を受けた不動産を活用することを奨励し、財団を利用した財産の違法贈与などを防止すべく、寄附を受けた不動産を「固有目的事業」に使わずに、3 年以内に売却する場合、譲渡所得税を算出する取得価格を、寄附者が原始取得した価格で計算するようにしている(3 年以上の保有の場合は贈与時の時価で評価)。ただし、3 年以内に売却する場合でも、公益法人が同固定資産を 1 年以上固有目的事業に直接使った場合には、贈与時の評価金額で取得

価格を使うことを認めている。

(2) 企業からの寄付

① 法人税法上の税制優遇

表 29 のように、寄附者が法人である場合「法人税法」により税制優遇を受けることができるが、「法人税法」は一定の限度額範囲内で公益性寄附金を損金として認めている。内国法人が各事業年度に支出した寄附金の損金算入規定は第 24 条に定められている。

- ・ 国家や地方自治体に無償で寄贈する金品の価格、国防献金と国軍将兵慰問金品の価格、天災地変による被災者のための義捐金品の価格、さらに非営利教育財団施設費、教育費、奨学金又は研究費などの寄附金（法定寄附金）は、課税価格の 50% を上限として損金算入する。
- ・ 社会福祉、文化、芸術、教育、宗教、学術など公益性を考慮し、大統領令で定める寄附金（指定寄附金）は課税価格の 10% を上限として損金算入する。

寄附金の限度超過額は、当該事業年度の翌事業年度の開始日から 5 年以内に終了する各事業年度に繰越し、損金として算入することができる。

表 29：法人税法上の寄附金の種類

区分	控除対象
<p>1. 法定寄附金 (第 24 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 国家又は地方自治体に無償で寄贈する金品の価格 ② 国防献金及び国軍将兵慰問金品の価格 ③ 天災地変による被災者のための義捐金品の価格 ④ 次の機関(病院を除く)に施設費・教育費・奨学金又は研究費として支出する寄附金 <ul style="list-style-type: none"> ア. 「私立学校法」による私立学校 イ. 非営利教育財団(国立・公立・私立学校の施設費、教育費、奨学金又は研究費の支給を目的として設立された非営利財団法人に限る) ウ. 「勤労者職業能力開発法」による機能大学 エ. 一ケ. 省略 ⑤ 次の病院に施設費・教育費又は研究費として支出する寄附金 <ul style="list-style-type: none"> ア. 「国立大学病院設置法」による国立大学病院 イ. 「国立大学歯科病院設置法」による国立大学歯科病院 ウ. 「ソウル大学校病院設置法」によるソウル大学校病院 エ. 一ケ. 省略 ⑥ 社会福祉法人、その他の社会福祉活動の支援に要する財源を募集・配分することを主な目的とする非営利法人であって、外部監査の実施、決算書類等インターネットホームページへの公示、専用口座の開設、管理・運営費用が寄附金収入金額の 10%未満であること等の要件を備えた法人(いわゆる「専門募金機関」)に支出する寄附金 ⑦ 「公共機関の運営に関する法律(第 4 条)」による公共機関(公企業は除く)、法律によって直接設立された機関であって、当該法人の設立目的が共益目的の活動を遂行し、政府支援金及び寄附金の合計額が収入金額の 1/3 以上であること等の要件を備えた機関に支出する寄附金
<p>2. 指定寄附金 (施行令第 36 条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 非営利法人(以下「指定寄附金団体」という)の固有目的事業費として支出する寄附金 <ul style="list-style-type: none"> ア. 「社会福祉士業法」による社会福祉法人 イ. 「幼児教育法」による幼稚園・「小・中等教育法」及び「高等教育法」による学校、「勤労者職業能力開発法」による機能大学又は「生涯教育法」による遠隔大学 ウ. 政府より許可又は認可を受けた学術研究団体・奨学団体・技術振興団体 エ. 一ケ. 省略 ② 特定用途に支出する寄附金 <ul style="list-style-type: none"> ア. 幼稚園の長・学校の長、機能大学の長又は遠隔大学の長が推薦する個人に対して教育費・研究費又は奨学金として支出する寄附金 イ. 「相続税及び贈与税法施行令」第 14 条各戸の要件を備えた公益信託に信託する寄附金 ウ. 社会福祉・文化・芸術・教育・宗教・慈善・学術など共益目的に支出する寄附金であって、企画財政部令が定める寄附金 ③ 一定の組合費・協会費 ④ 社会福祉施設寄附金 ⑤ 海外指定寄附金団体に対して支出する寄附金 ⑥ 国際機関に支出する寄附金

② 研究及び人材開発費税額控除制度

研究及び人材開発費税額控除制度の運営

韓国における研究開発租税支援制度については、本格的な運営は 1981 年に租税減免規制法が改正され、「技術及び人材開発費税額控除」が新設されてからである。その後、1998 年に租税減免規制法が租税特例制限法に改正されて現在に至る。

同法に適用される企業は、研究所を保有する企業が大多数を占めており、「一定の要件を備えた企業の研究開発組織を認め、企業の研究開発活動を促進」する組織である韓国産業技術振興協会が企業に対して研究開発支援制度の全般について案内している。

研究開発及び人材関連の税額控除・減免においては、研究及び人材開発費税額控除が占める割合が申告法人数及び金額に照らし、税制優遇の殆どを占めている。表 30 において、2014 年度の研究及び人材開発費税額控除は 2 兆 7,436 億ウォン規模（約 2,761 億円）であり、19,627 社が活用している。企業は、政府が研究開発活動を奨励する間接的な支援のうち、研究及び人材開発税額控除制度を積極的に活用している。

研究・人材開発費税額控除の適用を受ける費用は、表 31 の通りであり、自主研究開発に加え、大学等との共同研究や大学教員への委託研究も含まれている。

表 30：2014 年度における研究及び人材開発関連の国費税額控除の現況

(単位：社，億ウォン)

税額控除区分	申告法人数	金額
研究及び人材開発費税額控除	19,627	27,436
研究及び人材開発設備投資税額控除	627	1,991

資料：国税庁、国税統計年譜、2015

参照までに、地方税においても研究開発の支援に向けた取得税と財産税を減免している。2014 年度に地方税のうち研究開発支援のための財産税の減免は 5,760 社で 174 億ウォン（約 17.5 億円）であり、取得税の減免は 521 社で 494 億ウォン（約 50 億円）となっている。

表 31：租税特例制限法施行令における研究・人材開発費税額控除の適用を受ける費用(第 8 条第 1 項について)

区分	費用
研究 開発	<p>ア. 自主研究開発</p> <p>①研究開発又は文化産業振興等に向けて企画財政部令で定める専担部署(以下「専担部」という)で勤める職員であって、企画財政部令が定める者の人件費</p> <p>②専担部署において研究用に用いるサンプル・部品・原材料と試薬類の購入費(試作に要する外注加工費を含む)</p> <p>③専担部署において直接使用するための研究・試験用施設(第 10 条第 1 項の規定による施設をいう。以下において同じ)の賃借又はイ. ①に規定された機関の研究・試験用施設の利用に必要な費用</p> <p>イ. 委託及び共同研究開発</p> <p>①次の機関に対する研究開発役務等の委託による費用(全社的企業資源管理設備などシステム開発のための委託費用は除く。以下、本目において同じ)及びこれら機関との共同研究開発の遂行による費用</p> <p>ア. 高等教育法による大学又は専門大学</p> <p>イ. 国立・公立研究機関</p> <p>ウ. 政府出捐研究機関</p> <p>エ. 科学技術分野を研究する国内外の非営利法人(非営利法人に敷設された研究機関を含む)</p> <p>オ. 国内外企業の研究機関(科学技術分野を研究する場合に限る)又は専担部署</p> <p>カ. 産業技術研究組合育成法による産業技術研究組合</p> <p>キ. 産業デザイン振興法による韓国デザイン振興院</p> <p>ク. 「国家科学技術競争力の強化に向けた理工系支援特別法」による研究開発サービス業を営む企業</p> <p>ケ. 「産業教育振興及び産学協力促進に関する法律」による産学協力団</p> <p>コ. 韓国標準産業分類表上の技術試験・検査及び分析業を営む企業</p> <p>②高等教育法による大学又は専門大学に属する個人(助教授以上に限る)に対する研究開発用役の委託による費用</p> <p>ウ. <削除></p> <p>エ. 当該企業がその従業員又は従業員以外の者に職務発明補償金として支出した金額</p> <p>オ. 技術開発促進法施行領による技術情報費(技術諮問費を含む)、又は導入技術の消化改良費として企画財政部令が定めるもの</p> <p>カ. 中小企業が科学技術分野政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律により設立された韓国生産技術研究院と「産業技術革新促進法」により設立された専門生産技術研究所の技術指導又は「中小企業振興に関する法律」による技術指導を受けて支出した費用</p>

	<p>キ. 固有デザインの開発のための費用</p> <p>ク. 中小企業に対する工業及び商品デザインの開発指導のために支出した費用</p> <p>ケ. 科学技術に関連する図書及び刊行物の購入費</p> <p>コ. 削除 <2009.2.4></p> <p>サ. 削除 <2009.2.4></p> <p>シ. 削除 <2009.2.4></p> <p>ス. 削除 <2009.2.4></p> <p>セ. 削除 <2009.2.4></p> <p>ソ. 削除 <2009.2.4></p> <p>タ. 削除 <2009.2.4></p>
人材 開発	<p>ア. 委託訓練費</p> <p>①国内外の専門研究機関又は大学への委託教育訓練費</p> <p>②「勤労者職業能力開発法」による職業訓練機関への委託訓練費</p> <p>③「勤労者職業能力開発法」により労働部長官の承認を得て委託訓練する場合の委託訓練費</p> <p>④中小企業進行及び製品購買促進に関する法律による技術研修を受けるために中小企業が支出した費用</p> <p>⑤その他自主技術能力の向上を目的とする国内外における委託訓練費であって、企画財務部令が定めるもの</p> <p>イ. 「勤労者職業能力開発法」又は雇用保険法による社内職業能力開発訓練の実施及び職業能力開発訓練に関連する事業の実施に要する費用であって、企画財務部令が定めるもの</p> <p>ウ. 国家技術資格法による国家技術資格検定に応試するための経費</p> <p>エ. 中小企業に対する人材開発及び技術指導のために支出する費用であって、企画財務部令が定めるもの</p> <p>オ. 生産性の向上のための人材開発費であって、企画財務部令が定める費用</p> <p>カ. 企画財務部令が定める社内技術大学(大学院を含む)及び社内大学の運営に要する費用であって、企画財務部令が定めるもの</p>

研究及び人材開発費税額控除率

研究及び人材開発費税額控除率は、企業の規模に応じて異なる控除率を適用している（表32）。税額控除をする企業の分類は中小企業、中堅企業、コスダックに上場された中堅企業、大企業である。中小企業については従業員300人未満であるか、又は資本金80億ウォン以下であり、中堅企業は3年平均売上が400億～1500億ウォン以上であって、資産は5000億ウォン以上の企業、大企業については資産総額5兆ウォンを超える相互出資制限集団をいう。

表 32 : 企業郡別研究分野分類による税額控除方式

	一般研究	新成長動力	源泉技術
中小企業	<p><u>総額発生基準又は増加発生基準のいずれか一つを選択</u></p> <p>総額発生基準：当該年度発生額×25%</p> <p>* 初めて中小企業に該当しなくなった課税年度の開始日から3年以内に終了する課税年度まで15%</p> <p>* 3年以降から2年以内に終了する課税年度まで10%</p> <p>増加発生基準：(当該年度発生額-直近課税年度発生額)×50%</p>	<p>当該年度発生額×(30% + 最大10%[新成長動力・源泉技術研究開発費/売上高×3])</p>	<p>当該年度発生額×30%</p>
中堅企業	<p><u>総額発生基準又は増加発生基準のいずれか一つを選択</u></p> <p>総額発生基準：当該年度発生額×8%</p> <p>増加発生基準：(当該年度発生額-直近課税年度発生額)×40%</p>	<p>当該年度発生額×20% + (最大10%[新成長動力・源泉技術研究開発費/売上高×3])</p>	
コスダック 上場 中堅企業	二	<p>当該年度発生額×25% + (最大15%[新成長動力・源泉技術研究開発費/売上高×3])</p>	
大企業	<p><u>総額発生基準又は増加発生基準のいずれか一つを選択</u></p> <p>総額発生基準：当該年度発生額×(0~2)%</p> <p>増加発生基準：(当該年度発生額-直近課税年度発生額)×25%</p>	<p>当該年度発生額×20% + (最大10%[新成長動力・源泉技術研究開発費/売上高×3])</p>	<p>当該年度発生額×20% + @ (新成長動力・源泉技術研究開発費/売上高×3)</p>
適用時限		2018年12月31日	

資料：韓国産業技術振興協会ホームページ(www.koita.or.kr)より

(3) 租税特別措置の利用状況等

韓国の租税特別措置の規模は継続的に増加しており、租税特別による国税減免額は、2016年は総額 36.5 兆ウォン（約 3 兆 4,200 億円）、2017 年は 37.0 兆ウォン（約 3 兆 6,700 億円）に達した（表 33）。2016 年の国税収入額 242.6 兆ウォン（約 22 兆 7,400 億円）に対する割合は 13.1%、2016 年の財政支出 384.9 兆ウォン（約 36 兆 800 億円）に対する割合は 9.5%、一般会計 217.1 兆ウォン（約 20 兆 3,500 億円）に対する割合は 16.8%の規模である。現在、16 行政分野において、274 個の租税特別措置がある²²⁷。

政策分野別では、産業・中小企業・エネルギーと社会福祉、保健、農林水産分野が、租税支出比率（B の比率）や、分野の総財政支出（財政支出+租税支出）に占める租税支出の割合（D の比率）が高い。

教育分野では、総財政支出に占める租税支出の割合は 2.2%であり小さく、租税支出の恩恵が少ない分野であると言える。また、租税支出は約 1.3 兆ウォン（約 1,290 億円）であるが、これは租税支出の合計額 37 兆ウォンの 3.4%であり小さい。

表 33：租税特別措置の運営現況（予算分野別、2017 年）

（単位：兆ウォン、%）

区分	財政支出		租税支出		総財政支出		租税支出割合 (D=B/C)
	(A)	比率	(B)	比率	(C=A+B)	比率	
一般行政	63.3	15.8	2.3	6.3	65.6	15.0	3.5
公秩序	18.1	4.5	—	—	18.1	4.1	—
外交・統一	4.6	1.1	0	0	4.6	1.1	0
国防	39.0	9.7	0.7	2	39.7	9.1	1.8
教育	57.4	14.3	1.3	3.4	58.7	13.4	2.2
文化	6.9	1.7	0	0	6.9	1.6	0
環境	6.9	1.7	0.6	1.7	7.5	1.7	8
社会福祉	119.1	29.7	10.3	27.9	129.4	29.6	8.0
保健	10.4	2.6	4.3	11.7	14.7	3.4	29.3
農林水産	19.6	4.9	4.9	13.4	24.5	5.6	20.0
産業・中小企業・エネルギー	16.0	4.0	10.6	28.8	26.6	6.1	39.8
交通	18.6	4.6	0.7	1.9	19.3	4.4	3.6
通信	7.0	1.7	—	—	7.0	1.6	—
国土	3.5	0.9	1.1	3	4.6	1.1	23.9
科学技術	7.0	1.7	0	0	7.0	1.6	0
予備費	3.0	0.7	—	—	3.0	0.7	—
合計	400.5	100	37.0	100	437.5	100	8.5

注：財政支出は、国会確定予算。租税支出は予測値である。

出典：국회예산정책처（国会予算局）「2017 조세특례：제도연구와 해설」（2017 租税特別：制度の研究と解説）2017. 6. p.11.（元データは大韓民国政府、「2017 年度租税支出予算書」、2016 等

²²⁷ ここでの説明は、국회예산정책처（国会予算局）「2017 조세특례：제도연구와 해설」（2017 租税特別：制度の研究と解説）2017. 6.に基づく。

(대한민국정부, 「2017 년도 조세지출예산서」, 2016)

表 34 は、租税特例法上の分類基準別に租税支出金額の 2012 年以降の推移を見たものである。

表 34 : 租税特例制限法上の分類基準に基づく租税特例規模推移

(単位: 兆ウォン)

	2012	2013	2014	2015	2016	2017
中小企業	1.6	1.5	1.7	1.9	2.1	2.2
研究開発	3.2	3.5	3.3	3.3	2.5	2.5
投資促進	3.1	2.7	1.8	1.5	1.8	1.5
雇用支援	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3
構造調整、事業再編	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
地域発展	2	1.9	2	2	1.7	2
公益事業支援	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4
貯蓄サポート	1.8	1.9	1.9	1.7	1.6	1.8
国民生活の安定	9.2	10	10.4	11.1	11.7	11.9
勤労・子供奨励	0.6	0.6	0.8	1.7	1.7	1.8
その他の直接国税	0.9	1	1	0.9	1.1	1
間接国税	8.5	8.3	8.8	8.7	9.2	9.2
その他	1.5	1.7	1.8	2.2	2.2	2.2
合計	33.4	33.8	34.3	35.9	36.5	37.0

注: 「租税支出予算書」の租税特例制限法上の分類基準に基づき分類したもの。2016~2017 年は推定値。
 出典: 국회예산정책처 (国会予算局) 「2017 조세특례: 제도연구와 해설」(2017 租税特例: 制度の研究と解説) 2017. 6. 要約部分 (元データは大韓民国政府、「租税支出予算書」(各年度) (대한민국정부, 「2017 년도 조세지출예산서」))

このうち、個人寄付金特別控除 (개인 기부금 특별공제) の国税減免額は、7,703 億ウォン (2016 年) (約 722 億円) であった。利用実績は、2014 年までは増加傾向にあったが、寄付金の所得控除から税額控除に制度変更があった後の 2015 年には大きく落ち込んでいる (表 35)。

表 35 : 個人寄付金特別控除の制度利用状況等

項目	内 容																						
根拠法令	所得税法 (소득세법) 第 59 条の 4 第 4 項 (旧所得税法第 52 条第 6 項)																						
支援目的	寄付文化の活性化を誘導すること。																						
支援対象	福祉・文化・教育 (교육) ・宗教などの関連団体と寄付者																						
支援内容	寄付金額の 15% (2,000 万ウォン超過超過分は 30%) の税額控除。上限は以下の通り。 ①法定寄付金 (법정기부금) : 制限なし ②指定寄付金 (지정기부금) : 1) 宗教団体への寄付がない場合 : 所得金額の 30% 2) 宗教団体への寄付がある場合 : 所得金額×0.1+Min[所得金額の 20%、宗教団体のほか支給額]																						
減免方法	税額控除																						
減免税目	所得税																						
制度設置時	1981. 12. 31.																						
サンセット条項	なし																						
減免実績 (億ウォン)	 <table border="1"> <caption>減免実績 (億ウォン)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>減免実績 (億ウォン)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2008</td><td>8516</td></tr> <tr><td>2009</td><td>7818</td></tr> <tr><td>2010</td><td>7958</td></tr> <tr><td>2011</td><td>8758</td></tr> <tr><td>2012</td><td>8774</td></tr> <tr><td>2013</td><td>9447</td></tr> <tr><td>2014</td><td>9865</td></tr> <tr><td>2015</td><td>7031</td></tr> <tr><td>2016</td><td>7703</td></tr> <tr><td>2017</td><td>7347</td></tr> </tbody> </table>	年	減免実績 (億ウォン)	2008	8516	2009	7818	2010	7958	2011	8758	2012	8774	2013	9447	2014	9865	2015	7031	2016	7703	2017	7347
年	減免実績 (億ウォン)																						
2008	8516																						
2009	7818																						
2010	7958																						
2011	8758																						
2012	8774																						
2013	9447																						
2014	9865																						
2015	7031																						
2016	7703																						
2017	7347																						
これまでの主な改正内容	2010 年 : 指定寄付金の所得控除限度を 30%に拡大 (これまでに数回拡大 : 1994 年 5%、2000 年 10%、2007 年 20%) 2014 年 : 所得控除を税額控除に切り替え (15%、3 千万ウォン超過分は 25%) 2015 年 : 高額寄付基準額の緩和 (3 千万ウォン→2 千万ウォン) とその控除率引き上げ (25→30%)																						
最近の主な議員提案	◦キム・ドン Chol (김동철) 議員 (議案番号 1917439) : 寄付税額控除率引き上げ (30%、500 万ウォン以上 40%、1,200 万ウォン以上 50%) (廃棄) ◦ギム・グァンヨウン (김관영) 議員 (議案番号 2000812) : 寄付の範囲に役務を含む (継続審議中) ◦ソン・ヨンギル (송영길) 議員 (議案番号 2004424) : 寄付の強要や、対価性のある寄付の控除を除く (継続審議中)																						
主管部門	保健福祉部 (보건복지부)																						

項目	内 容
関連機関	—
自己評価	評価年度：2014年 評価スコア 100点
主なパフォーマンス指標	分かち合いの文化参加 (나눔문화 참여) など

注：「自己評価」は、「省庁自体評価」（부처 자체평가）であり、省庁別に管理する関連法人や制度を省庁が自主評価している。評価時に法人の目的や事業内容を評価する主要指標が分かち合いの文化への参加度である。

出典：국회예산정책처 (国会予算局) 「2017 조세특례 : 제도연구와 해설」 (2017 租税特例 : 制度の研究と解説) 2017. 6. p.277.

また、法人寄付金の損金算入 (법인 기부금의 손금산입) による法人税減免は、5,930 億ウォン (約 556 億円) だった (2016 年)。2017 年は推定で約 6,215 億ウォン (約 617 億円) である。法人寄付については 2013 年までは増加傾向にあったが、2014 年に一度落ち込み、2016 年からは再度増加傾向にある (落ち込んだ理由については後述)。

表 36 : 法人寄付の損金算入の制度利用状況等

項目	内 容
根拠法令	法人税法 (법인세법) 第 24 条
支援目的	寄付文化の活性化
支援対象	福祉、文化、教育、宗教などの関連団体と寄付法人
支援内容	①法定寄付 (법정기부금) : 所得金額の 50% の範囲内で損金算入が可能 「法定寄付」 : 国・自治体寄付、国防献金・国軍将兵慰問金品、被災者救援金品、私立学校・非営利教育財団、大学病院・国公立医療院などの施設・教育・研究費・奨学金名目の寄付など ②指定寄付金 (지정기부금) : 所得金額の 10% の範囲内で損金算入が可能 社会福祉法人、学校、学術研究団体、文化芸術団体、宗教団体、医療法人、社会的協同組合、児童・高齢者・障害者・1 人親家族などの社会福祉施設、在外同胞支援団体、社会福祉等関連国際機関への寄付
減免方法	損金算入 (손금산입)
減免税目	法人税 (법인세)
制度設置時	1950. 12. 1.
サンセット条項	なし

項目	内 容																						
減免実績 (億ウォン)	 <table border="1" data-bbox="539 331 1278 772"> <caption>減免実績 (億ウォン)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>減免実績 (億ウォン)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2008</td><td>6540</td></tr> <tr><td>2009</td><td>6398</td></tr> <tr><td>2010</td><td>6080</td></tr> <tr><td>2011</td><td>8421</td></tr> <tr><td>2012</td><td>8512</td></tr> <tr><td>2013</td><td>9861</td></tr> <tr><td>2014</td><td>6944</td></tr> <tr><td>2015</td><td>4917</td></tr> <tr><td>2016</td><td>5930</td></tr> <tr><td>2017</td><td>6215</td></tr> </tbody> </table>	年	減免実績 (億ウォン)	2008	6540	2009	6398	2010	6080	2011	8421	2012	8512	2013	9861	2014	6944	2015	4917	2016	5930	2017	6215
年	減免実績 (億ウォン)																						
2008	6540																						
2009	6398																						
2010	6080																						
2011	8421																						
2012	8512																						
2013	9861																						
2014	6944																						
2015	4917																						
2016	5930																						
2017	6215																						
これまでの主な改正内容	<p>2009年：指定寄付金の繰越控除期間の延長（3→5年）</p> <p>2010年：指定寄付金の損金算入限度拡大（所得金額の5→10%）</p> <p>2011年：法定寄付金の繰越控除期間の延長（1→3年）、公共機関の追加（非営利の教育財団支援の拡大）</p> <p>2014年：仁川大学の追加、法定寄付金の繰越控除期間の延長（3→5年）</p>																						
最近の主な議員提案	<ul style="list-style-type: none"> ◦ギム・グァンヨウン（김관영）議員（議案番号 2000808）：寄付の範囲に役務を含む（継続審議中） ◦ソン・ヨンギル（송영길）議員（議案番号 2004425）：寄付の強要や、対価性のある寄付の控除を除く（継続審議中） 																						
主管部門	保健福祉部（보건복지부）																						
関連機関	—																						
自己評価	<p>評価年度：2014年</p> <p>評価スコア：90点</p>																						
主なパフォーマンス指標	分かち合いの文化参加（나눔문화 참여）など																						

注：仁川大学は、2013年1月に仁川広域市立から国立大学法人へと設置区分が変更された。

出典：국회예산정책처（国会予算局）「2017 조세특례：제도연구와 해설」（2017 租税特例：制度の研究と解説）2017. 6. p.252.

2015年法人寄付金申告実績が最も大きい業種は、製造業とサービス業、金融・保険業順となっている。

表 37 : 法人の業種別の寄付申告現況 (2015 年)

(単位 : 百万ウォン)

区分	申告法人数	法定寄付金	指定寄付金	合計
農林業	31,846	818	8,379	9,197
鉱業	17,369	1,082	10,535	11,617
製造業	3,439,123	579,314	1,018,024	1,597,338
電気・ガス・水道業	28,849	50,822	95,091	145,913
建設業	1,315,814	67,402	176,896	244,298
卸売業者	1,861,222	48,885	191,625	240,510
小売業	206,846	34,568	95,157	129,724
飲食・宿泊業	66,432	11,240	22,646	33,886
運輸・倉庫・通信業	455,520	55,665	216,672	272,337
金融・保険業	807,681	281,959	566,246	848,205
不動産業	156,157	207,944	94,559	302,503
サービス業	1,523,451	637,517	247,854	885,371
保険業	48,506	45,910	9,699	55,609
その他	9,708	395	1,298	1,694
合計	9,968,524	2,023,522	2,754,680	4,778,202

出典 : 국회예산정책처 (国会予算局) 「2017 조세특례 : 제도연구와 해설」 (2017 租税特例 : 制度の研究と解説) 2017. 6. p.253. (元データは国税庁、「国税統計年報」(국세청, 「국세통계연보」) (2016 年))

高等教育関係では、寄付金の所得税法・法人税法上の減免措置以外では以下のような租税特別措置が挙げられている²²⁸。

- ・ 大学財政健全化のための課税の特例 (租税特例制限法 (조세특례제한법) 104 条 16 号) : 大学は基本財産の一部を譲渡し譲渡日から 1 年以内に他の基本財産を取得した場合、譲渡差益を益金に算入しないことができる等 (制度開始 : 2007 年 12 月 31 日、主管部門 : 教育部) — 租税の減免実績のデータは国会予算局の報告書では公表されていない。
- ・ 大学等における従業員再教育等の費用の税額控除 (租税特例制限法 104 条 18 号) : ① 大学、工業高校等が、韓国企業等と契約し教育プログラム (従業員の再教育や職務能力向上のための教育) 等を設け (「産業教育振興と産学研協力の促進に関する法律」(산업교육진흥 및 산학협력촉진에 관한 법률) 第 8 条に基づくもの)、

²²⁸ 국회예산정책처 (国会予算局) 「2017 조세특례 : 제도연구와 해설」 (2017 租税特例 : 制度の研究と解説) 2017. 6. p.193, 197-198.

教育を提供する場合、企業等はその費用の一部の割合について税額控除できる。

②韓国人が大学等に、研究及び人材開発のための施設を 2019 年 12 月 31 日までに寄付した場合には、設備投資額の 1%（中堅企業 3%、中小企業 6%）を税額控除できる（研究・人材開発設備投資税額控除（租税特例制限法第 11 条）の準用）。（制度開始：2008 年 12 月 26 日（2019 年 12 月 31 日まで）、主管部門：教育部）。

一租税減免実績は 2015 年度 3,600 万ウォン、2016 年度 6,100 万ウォン、2017 年度 6,400 万ウォン。

(3) 最近の動き

前述のように、企業からの寄付金は 2014 年、2015 年には大きく減少している。この点について、韓国 *Financial Review* の記事（2017 年 1 月 9 日付）では以下のように説明している。²²⁹

- ・ 国税庁の国税統計年報によると、2015 年度の企業の寄付金は、4 兆 7,782 億 200 万ウォン（約 5,113 億円）であったが、これは 2014 年度の企業の寄付金額の 4 兆 9,062 億 9,200 万ウォン（約 4,936 億円）に比べ 1,280 億 9,000 万ウォン減少した。
- ・ 企業の寄付金が減少に転じたのは、2002 年以来、13 年ぶりである。
- ・ 非営利公益法人、宗教団体などに寄付する指定寄付金は 2 兆 7546 億 8000 万ウォン（約 2,948 億円）で、前年同期の 3 兆 1063 億 3 800 万ウォン（約 3,125 億円）に比べ 11.3% 減少した。
- ・ これは、資産規模 5000 億ウォンを超える大企業の寄付が減少したためと分析される。同じ期間、大企業の寄付は 2 兆 3267 億 4800 万ウォン（約 2,341 億円）から 1 兆 8490 億 2800 万ウォン（約 1,979 万円）になり 25.8% も急減した。

この大きな企業寄付金の減少について、大企業が寄付することで政治家への賄賂と見られることを嫌ったとの見方が出ている。2017 年 11 月の *News2Day* の記事では以下のように解説している。²³⁰

- ・ 2017 年 11 月 29 日、企業の経営成果の評価サイト CEO スコアが国内売上高上位 500 社の寄付金の内訳を開示した 257 カ所の今年 1～3 四半期の寄付状況を調査した結果、今年の寄付執行規模は合計 9,788 億ウォン（約 971 億円）で、昨年の同期間（1 兆 1,299 億ウォン（約 1,059 億円））より 13.4%（1,511 億ウォン）減少した。
- ・ 他方、今年の国内 500 大企業の営業利益は 38.1% も増えていた。今年の半導体部門の成果で連日歴代最多の実績を更新していたサムスン電子は、40% 近く寄付を減らした。

²²⁹ *Financial Review*. 「대기업들 기부금 25.8% 급감...5000억 줄어」 이성민 기자. 2017 年 1 月 9 日 <<http://www.financialreview.co.kr/news/articleView.html?idxno=3255>>

²³⁰ *News2Day* 「[팩트체크] 삼성·SK 등 주요 대기업 기부금 감소, 그 '진실' 과 '이유' 는?」 2017 年 11 月 30 日 <<http://www.news2day.co.kr/95667>>

- ・ 今年の寄付が減った 10 余りの主要企業に、減少理由について質問したところ、「チェスンシル事態」の副作用が作用したと指摘が多かった。

注：「チェスンシル事態」とは、韓国の朴槿恵（パククネ）大統領（当時）の親友の崔順実（チェスンシル）による国政介入疑惑のことである。崔容疑者らが「ミル財団」、「Kスポーツ財団」の二つの財団を設立し、財団への資金は全国経済人連合会が大企業（サムスン電子、アジアナグループ、ポスコ、現代自動車、韓国ロッテグループなど）から集め、賄賂に使われたとの疑惑が報道されている²³¹。

- ・ チェスンシル事態に巻き込まれて苦勞したサムスンと SK グループの系列会社の殆どが寄付を減らした（表 38）。「寄付」と「賄賂」の境界線が不明確になり、ややもすると意図しない議論に包まれて、法的責任までなることがあるという懸念が大きくなった。
- ・ 別名「ギムヨウンラン法」と呼ばれる「賄賂と不正勧誘や金品などの授受の禁止に関する法律」の施行も同じ脈絡で影響を及ぼしたものと見られる。まだ法的基準が明確ではないうえに寄付証明も難しいとの指摘があった。

財界では、企業の寄付活性化のための社会的ガイドラインが必要だという声が出ているとのことである²³²。寄付行為についての明確な概念を確立し、これに対する課税基準を再整備しなければならないという要望である。韓国企業が政界不正に関与する危険性を遮断するためには、「寄付ガイドライン」に対する社会的合意が必要であることが上の記事では指摘されている。

表 38：寄付金額の減少上位 10 社（2017 年、CEO Score 社調査）

順位	企業名	寄付金額	削減額	削減率
1	サムソン電子	170,463	-112,504	-39.8%
2	三星生命	144	-24,594	-99.4%
3	KT&G	5004	-18,777	-79.0%
4	GS カルテックス	3876	-17,043	-81.5%
5	ウリィ銀行	21811	-13972	-39.0%
6	サムソン物産	4815	-11,297	-70.1%
7	SK ガス	458	-7,190	-94.0%
8	SK 仁川石油化学	3963	-6,577	-62.4%
9	SK ネットワーク	3816	-4,901	-56.2%
10	大宇建設	300	-4,885	-94.2%

注：CEO スコア社が 500 大企業を対象に調査した結果に基づく。寄付金額は 2017 年第 1～3 四半期の合

²³¹ <https://ja.wikipedia.org/wiki/崔順実ゲート事件>

²³² チェスンシル事件後、財界が要求するガイドラインの開発の進展はまだ行われていない。

計金額である。

出典：News2Day. 「[팩트체크] 삼성·SK 등 주요 대기업 기부금 감소, 그 ‘진실’ 과 ‘이유’ 는?’ 2017年 11月 30日. <<http://www.news2day.co.kr/95667>>の表から作成。

2.6.3 日本の税制改正についての示唆

- ・ 韓国も日本と同様に若年人口が減少していく中で、大学の入学者数、授業料収入が少なくなっていく傾向にあり、寄付金を始めとする多様な収入源の拡大が必要な状況にある。現在、寄附金が収入に占める割合は平均で私立大学が約 2.4%、国立大学が約 3.5%であり高くないが、国立大学で寄附金が集中しているソウル大学で約 9.6%であり例外的に高くなっている。
- ・ 韓国は寄附金に占める個人の割合が約 63%（2013年）であり比較的高い。韓国は個人寄付金が所得控除ではなく、税額控除に制度改正されたが、個人寄付金が大きく減少する結果となった。特に、高等教育への寄付金は、寄附金全体と比較すると、個人の高所得者によるものが多いことが一般には指摘されており（米国等）、大学への寄附金は更に減少した可能性がある。
- ・ 韓国の企業社会では大企業の役割が大きい。寄付をする余力のあるのは大企業になるが、過度に依存すると経済的・政治的な見返りを求めるようになる可能性もあり、社会的な公正が損なわれかねないとの指摘がある。2015年には政界汚職との関係で企業寄付金は大きく減少した。大学への寄附金については賄賂と寄附金の境界が不透明であるということは起こりにくいとみられるが、政界汚職事件後にはそのような観点からの寄附金ガイドラインを求める声が韓国財界から出てきていることは注目される。
- ・ 韓国は研究費の対 GDP 比が 4.23%であり主要国の中でも最も高く、日本と同様に、企業の研究開発費が研究費全体の約 76%を占めており高いことが特色である。特に先進技術分野の大企業の研究開発投資意欲は高い。産業界が資金負担し、大学が研究を実施している研究金額は 7,410 億ウォン（2015年度）であり、これは大学の研究費の約 12.3%を占めるなど、企業から大学への資金投入は共同研究や委託研究を通じたものが大きいとみられる²³³。税制面でも、先端科学技術分野等を指定して企業の研究・人材開発投資を税制面で支援することを韓国政府は熱心に行っており、特に、大学への企業からの人材開発経費としての資金配分の増加が期待できる。また、浦項工科大学校（Pohang University of Science and Technology）は企業（韓国トップの鉄鋼メーカーであるポスコ）が出資して 1986 年に開校した比較的新しい私立大学であるが、世界大学ランキング 28 位に入っており注目される。

参考文献

国税庁、国税統計年譜、2015

²³³ これらの統計数字は、文部科学省『平成 29 年度科学技術要覧』（【1】(1)研究費）による。

국회예산정책처 (国会予算局) 「2017 조세특례 : 제도연구와 해설」 (2017 租税特例 : 制度
の研究と解説) 2017. 6.

3. 全体のまとめと我が国にとっての示唆

3.1 全体のまとめ

- 本調査は、企業や個人から大学教育に対して投じられる資金、寄付金を促進するための税制について考えることを目的として実施した。その背景には、「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」で企業から大学等への投資を2025年までに3倍増とすることを目指すこととされているなど、大学教育への投資拡大への政策的関心が高まっていることがある。具体的には、欧米諸国4か国（米国、英国、ドイツ、フランス）とアジア2か国（韓国、シンガポール）について文献調査や現地ヒアリング調査を通じて、これらの国における係る税制を調査し、我が国の大学教育への投資、寄付金の増加を促進するための税制の改善等のためのレッスンを得ることを目的として取り組んだ。
- 調査内容の概要は、次表に示したとおりである。大学への寄付金はどの調査対象国でも概ね増加傾向にある。これは高等教育コストの増加、政府補助金の減少から大学が自ら資金源の多様化を図っていることの影響が強いが、そのような活動を行う上で寄付金の税制優遇措置が有効に機能していると考えられる。調査対象国では非営利機関等への寄付金促進のための税制（個人所得税、法人税、遺産税（贈与税）における所得控除や税額控除）が存在し、それにより大学等は、他の非営利機関と同様に、利益を受けている。これは政府の大学運営費支援や研究開発助成等の直接予算支出ではないが、税補助金（tax expenditure 又は tax subsidy）として資金支援をしていることになっている。
- ただし、それらの一般的な寄付金税制の他に、あるいは上乗せした、大学教育への寄付金に限定した寄付金促進のための税制優遇措置は、文献調査、現地ヒアリング調査を通じて確認されなかった。もっとも、大学は寄付金の優遇税制についての主要なステークホルダーであり、税制優遇措置の導入や改正においては、主たる受益者として影響力を発揮し、自らの要望を反映させるよう努めているとみられる。
- 高等教育への寄付金の増加傾向の背景要因は、大学自らの寄付金獲得への積極的な姿勢のためか、あるいは、寄付金税制の存在があるからなのかを区別して考えることは困難であり、これら2つは相互に補完し合い、寄付金の増加に寄与していると言えるだろう。大学の寄付金獲得への努力に影響を与える政府の施策としては、大学が獲得した寄付金額に政府がマッチング・グラントを提供する方法がある。
- 一般に、大学へは企業よりも個人からの寄付金が多い。また、特に収入が多く、資産を持つ富裕層からの寄付金が多い。このような高額所得者からの寄付金は、一般には、1) 所得税の累進課税において高額所得者の限界税率が高く、2) 寄付金の所得控除制度があり、所得控除の上限金額が高く、定額の標準控除金額が低い程、大きくなる

と考えられる。また、所得控除の金額を寄付金額の 2.5 倍（シンガポール）等と増加することで寄付のインセンティブを強化することで低中所得者からの寄付拡大も期待できるだろう。ただ、その場合、その制度による租税支出の増加（税収の減少）が寄付金増加を上回らないことが条件である。

- ドイツでは「ドイツ科学寄付者連盟（Stifterverband für die Deutsche Wissenschaft）」（大企業や、中規模企業、企業団体、篤志家など約 3,000 メンバーを持つ）が、高等教育（科学・工学）の普及、教育水準の確保、教授職の提供などの事業を実施していることは注目される。企業財団による大学への寄付の促進が可能であれば国全体としての効果は大きいだろう。
- 寄付金増加のためのテクニカルなアイデアはあるもの（寄付金一般に関するもの、大学に限定するもの）の、税制を複雑にしがちであるため、大学のみを対象として寄付金優遇のための措置を導入する強い理由があるかどうか判断基準となる。
- 高等教育と税制の関係では、個人・企業からの寄付金促進のための税制に限定しなければ、大学進学のための資金の準備のための貯蓄における優遇税制、授業料支出の所得控除、奨学金（給付、貸与）収入の非課税、貸与奨学金の返済時における利子の所得控除、企業による先進技術分野の従業員訓練費の非課税など、さまざまな種類のものがある。

表 39 : 調査のまとめ

	米国	英国	フランス	ドイツ	シンガポール	韓国	日本
高等教育の財政状況	<ul style="list-style-type: none"> 米国は憲法上連邦政府は大学教育に直接的に関与しない（学生への連邦学生ローンの提供はしている）。ただし、巨額の研究費を連邦政府は医療研究、科学研究、国防研究等に大学に競争的資金として配分。 州政府は、州立大学の運営費交付金を配分している。 連邦政府の研究費は停滞傾向、州政府は財政危機等があり、大学は寄付金等収入の多様化に努めている。 	<p>【2015年度】</p> <p>大学の総収入 347 億ポンド(5兆2,050 億円)</p> <p>【内訳】</p> <p>授業料 46%、政府予算 15%（研究）、政府予算 9%（教育）、研究からの収入（8%）、寄付等(2%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2010年代は総額 300 億ユーロ台で推移。そのうちおよそ 80%の財源が国家予算。 	<p>【2014年統計】</p> <p>高等教育機関全体で 482 億ユーロの収入</p>	<p>【2017年度】</p> <p>大学セクターに対して 27 億 3,000 万 Sドル提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> 韓国の大学が抱えている最大の悩みは、人口減少のため、大学へ進学する学生数の減少による登録料（授業料）収入の減少。 入学生の減少による環境要因のため、韓国の大学においても寄附金を財政確保の重要な手段とみている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人は運営費交付金が毎年削減されており、競争的資金等財源を増加することが求められている。 私立大学は特に学生人数を確保して授業料収入を上げる必要があるが、今後若年人口は減少するため、授業料以外の収入源を持つことが必要である。
高等教育への寄付金規模、推移等	<ul style="list-style-type: none"> 2016年の高等教育機関への慈善寄付金額は 410 億ドル（約 4.5 兆円）であり、1957年に調査を開始して以来最も大きい金額（CAE 調査）。2008年の経済危機時の減少等を除き、増加傾向が継続。 内訳は、個人が約 42%、企業が 16%、財団が 31%であり、個人（卒業生、非卒業生いずれも）からの寄付が大きい。財団の割合が近年は伸びている。 数十の有力研究大学への寄付が全体の約 7~8 割であり大きい。このため、寄付金は大学教育の多様性を促進するとの本来の目的を果たしていないとの批判の声もある。 	<p>10 億 6000 万ポンド【2015年度】</p> <p>前年度（8 億 6000 万ポンド）から 23%増</p> <ul style="list-style-type: none"> 寄付総額および内訳：10.6 億ポンド（個人：45%、法人等：55%） 50 万ポンド以上の高額寄付を行った個人の数：240 人 現金の寄付額：8.38 億ポンド（個人 51%、法人等 49%） 遺産による寄付：1.04 億ポンド（1179 人の寄付者） 寄付者総数：229,060 の個人及び法人等（97%が個人、法人等が 3%） 寄付者総数における同窓会員数および割合：177,915 人（80%） 	<ul style="list-style-type: none"> フランス国内全体での高等教育への寄付の実数を算出するのは困難（体系化された調査が行われていない、2重形状がある、高等教育と研究を分けて考えることは不可能）。 サンプル調査では公立機関（大学・研究所）で総予算の 1%以下、私立大学で 10%以下と低い数値。2006 年以降の財団に関する法整備で寄付額が伸び始める。2013 年以降は伸びているものの伸び率は緩やか 	<p>【2014年統計】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府のブロックグラントの助成金や競争的資金を除く、民間を含む第三者の資金提供額は 73 億ユーロ このうち、総合大学及びその医学施設が受け取った額は 67 億ユーロと大半を占める。 第三者の資金提供額（73 億ユーロ）に着目すると、産業界から 14 億ユーロ、財団から 5 億ユーロ（その他、ドイツ研究振興協会（DFG）や EU など） 	<p>【2014年】</p> <p>※参考値扱い（Coutts & Co Ltd の Coutts Million Dollar Donors Report より）</p> <ul style="list-style-type: none"> 寄付金総額は 5 億 3,600 万米ドルで、そのうち、企業や企業財団からの寄付金は 4 億 7,700 万米ドルで全体の 89%を占めている。 高等教育には 2,050 万米ドルの寄付がなされ、5 件が 100 万米ドルを超える寄付をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 2013年の個人寄附金は 7 兆 831 億ウォンであり、2006年に比べて 46%増となっているが、総量は GDP 比 0.8%水準で変化がない。 2014年に寄附金に関する税制改正により寄附は萎縮している。寄附金の所得控除方式が、寄附金の 15%を税額控除する方式に変更されたため。 	<p>—</p>
寄付金税制（個人）	<ul style="list-style-type: none"> 慈善寄付は「項目別控除」（itemized deduction）が可能。所得控除を受けるためには項目別税申告をする必要があり、定額の標準控除をする場合には慈善寄付の所得控除を受けることはできない。 その機関に対して慈善寄付をすると所得控除が可能となる機関の種類は、内国歳入法で規定されており、高等教育機関も含まれる。 資産寄付の場合、1 年以上保有し、含み益のある「評価性資産」（capital gain property 又は appreciated property）の場合、公正市場価格で所得控除が可能。キャピタルゲイン課税も免除となる。 2006 年年金保護法（Pension Protection Act of 2006）で、70.5 歳以上の個人は、個人退職口座から年間 10 万ドルまでの非営利 	<ol style="list-style-type: none"> ギフトエイド（Gift Aid）：税金還付 天引き（Payroll Giving）による給与または年金からの寄付：所得控除 動産・不動産・有価証券による寄付（Share giving）：キャピタルゲイン税免除 遺言による寄付（Legacies）：相続税・贈与税減税 	<ul style="list-style-type: none"> 年間所得の 20%を超えない範囲で寄付額の 66%が税額控除、超えた場合 5 年間の繰越可能 	<p>租税通則法（Abgabenordnung: AO）で規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 非営利団体に寄付した個人に対する所得控除 	<p>所得税法で規定（課税所得からの控除）</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金 株式 美術・工芸品 彫刻または立体作品 土地・建物 	<ul style="list-style-type: none"> 個人からの寄附金の 15%を税額控除する。 公益団体等に対する相続又は出捐（贈与）は、「相続税及び贈与税法」に基づき、寄附金に対しては相続税と贈与税が賦課されない。 	<ul style="list-style-type: none"> 所得控除（寄付金額から 2000 円を差し引いた金額）又は税額控除（寄付金額から 2000 円を差し引いた金額の 40%）が可能。

	米国	英国	フランス	ドイツ	シンガポール	韓国	日本
	チャリティ団体への寄付金について、所得控除が可能となっている（IRA Charitable Rollover 制度）。						
寄付金税制（法人）	・内国歳入庁が民間非営利組織として適格と認めた機関への寄付金は、連邦法人税法上、所得控除（損金算入）が認められる。課税所得の 10% が上限。5 年間まで繰越可能。	① ギフトエイド（Gift Aid）：税金還付 ② 動産・不動産・有価証券による寄付（Share giving）：損金算入	・年間売上高の 0.5%を超えない範囲で寄付額の 60%が税額控除、超えた場合 5 年間の繰越可能	租税通則法（Abgabenordnung: AO）で規定 ・ 非営利団体自体の収入に関する法人税免除 ・ 非営利団体に寄付した法人に対する所得控除	所得税法で規定（課税所得からの控除） ・ 現金 ・ 美術・工芸品 ・ 彫刻または立体作品 ・ 土地・建物	・法廷寄付金：国家や地方自治体に無償で寄贈する金品の価格、国防献金と国軍将兵慰問金品の価格、天災地変による被災者のための義捐金品の価格、非営利教育財団施設費、教育費、奨学金又は研究費などの寄附金は、課税所得の 50%を上限とし損金として算入が可能（法人税法）。 ・指定寄付金：社会福祉、文化、芸術、教育、宗教、学術など公益性を考慮し、大統領令で定める寄附金は、所得の 10%を上限として損金として算入可能（法人税法）。	・損金算入が可能（国立大学法人は全額、それ以外の法人は資本金 x0.375%+所得金額 x 6.25%の半額が上限）。
特に、高等教育関係の租税特別措置（個人）	・寄付金については高等教育機関のみを対象とし促進する税制度は連邦レベルでは存在しない。 ・高額の高等教育進学のための費用の準備や支払いを支援するための税制が充実している（American Opportunity Tax Credit、Lifetime Learning Credit、学生ローン利子控除等、「529 ローン」の運用益免税、高等教育費控除等）。	—	・学費を支払った場合の税額控除、学生の労働所得に対する所得税免税	なし	なし	・特にない。	・評価性資産寄付のキャピタルゲイン課税免税、市場価格による所得控除等
特に、高等教育関係の租税特別措置（法人）	・個人と同様に、法人についても高等教育機関のみを対象とする寄付金促進制度は連邦レベルでは存在しない。	—	・大学スタートアップ企業への免税と課税利益控除	なし	なし	・技術及び人材開発費税額控除：研究開発税制であるが、人材開発費用も税額控除の対象となり、人材開発費用としては、国内外の専門研究機関又は大学への委託教育訓練費が含まれる。	・高等教育関係での租税特別措置は確認できない。（研究開発税制は除く）
税制以外の高等教育への寄付金・投資促進制度等	・STTR など企業と大学との共同研究を促進するための連邦政府の研究開発プログラム ・「529 プラン」：高等教育費用の貯蓄促進のための制度（州政府が運営）。 ・大学の冠教授の制度（寄付金による大学基金の利息による給与支払い） ・大学の技術移転室や寄付募集担当室（Development Office）による寄付金・投資拡大のための組織的な取り組み、など	インセンティブ型マッチングファンド（Matched Funding Scheme for Voluntary Giving 2008-2011） イングランド：2 億ポンドの調達を目標（2008 年～2011 年） ウェールズ：1000 万ポンドの調達を目標（2009 年～2012 年）	—	① ドイツ科学寄付者連盟（Stifterverband für die Deutsche Wissenschaft、以下 Stifterverband） ・財団の設立や事業運営の支援が主要事業であり、また、自主事業として、高等教育（科学・工学）の普及、教育水準の確保、教授職の提供などの事業を実施。 ・大企業や、中規模企業、企業団体、篤志家など約 3,000 がメンバー。 ② 企業や起業家が設立した財団 ・企業が創設者で、通常の財団法の枠組みで資産を寄付する企業財団（Corporate foundations）と、起業家によって設立された企業関連	①教育基金（Education Fund） ・教育省で運営。教育の全般的な発展のために 1970 年に設立され、恵まれない学生のための奨学金や、芸術への学生の興味を育てるプログラム、優秀な学生の賞など幅広い教育目的をサポート。一般教育と特定教育の両方の目的で寄付を受け入れている。 ② 大学への寄付金増大を意図した政府のインセンティブ付与策 ・大学が募集する寄付金に対して政府がマッチング・グラントを提供。 ・20 年間に約 40 億米ドルを投資し、そのうちの 20 億米ドルはシンガポール大学信託（Singapore	・特にない。	・特にない。

	米国	英国	フランス	ドイツ	シンガポール	韓国	日本
				財団がある。 ・ 企業財団は約 450 あると言われており、加えて貯蓄銀行の 670 の財団がある。 ・ 企業提供プログラム (corporate giving programs) などのようなメカニズムの数百の財団もある。	Universities Trust) に預託され、経済的状況にかかわらずマッチング・グラントが提供される。 ・ 政府は、大学に対する寄付金とのマッチングを強化し、20 年にわたり全大学に 1.5 対 1 (※政府が 1.5) のマッチングを提供。		
税制等施策の効果	・ 高等教育機関への寄付金は増加傾向にあり、株式市場と寄付金水準には相関関係が見られる。 ・ 寄付金税制 (所得控除等) 制度は個人、法人ともに利用されている。IRS によれば連邦政府の税補助金 (tax expenditure) は 54.8 億ドルと推定されており、410 億ドルの寄付金が大学にあったことを考えれば効果はあったと言える (ただし、寄付金税制がなければ寄付金がいくらになったのかはこれだけでは分からない)	2011 年 11 月にケンブリッジ大学が欧州で初めて 10 億ポンドを超える寄付金獲得。 オックスフォード大学も 2012 年 3 月に 1.2 億ポンドの寄付金を獲得。 ※大学への巨額寄付としては米国以外では顕著な事例であるとされる。	・ 目立つ効果は見られない	ハイデルベルク大学の 2016 年度における第三者からの資金調達状況は、医学を含めて総額 2.5 億ユーロ超の規模で、そのうちの約 13% が産業界からの資金である。	2013 年には、キャリア開発スキルのトレーニングを提供する南洋理工大学の the Margaret Lien Centre for Professional Success に 970 万米ドルの個人寄付がなされた。	・ 大学への寄付金は 2014~2015 年に減少したが、トレンドとしては順調に増加してきており、寄付金の税制優遇措置の利用実績も伸びてきていた (個人寄付金の減少は 2014 年の税制変更 (寄付金の所得控除から税額控除への変更)、法人寄付金は政治汚職事件の影響が強いとみられる)。	—
日本にとってのレッスン	・ 米国の寄付金の規模は、全体としても高等教育への寄付についても、日本を大幅に上回る。 ・ 米国では特に個人からの寄付金割合が高く、そのうちでも富裕層による寄付金が多いとみられる。日本でも導入された評価性資産の寄付促進のための税制が富裕層を中心に今後利用が進むように周知、広報に務めることが重要である。 ・ 企業による高等教育機関への投資や寄付増加のための税制優遇措置の効果は限定的である (研究開発税制は除く)。 ・ 高等教育については、寄付金の所得控除制度だけではなく、高額な高等教育費用を準備し、支払うことについて個人 (本人や家族) を支援するための様々な税制優遇措置が導入されており、高等教育に要する費用への投資規模としては寄付金よりもそちらの方が規模ははるかに大きい。	英国ではトップ大学 (オックスブリッジ) が寄付文化をいち早く確立。 ・ マッチングファンドの取り組みで寄付文化が中位大学にも波及。 ・ 英国では寄付の一層のオンライン化と少額寄付の促進を目指す以下の改革が進行中。 ① ギフトエイド・デジタル (Gift Aid digital) の導入 ② 少額ギフトエイド (Gift Aid Small Donations Scheme : GASDS) の導入 ✓ 日本においてもトップ大学への寄付文化の先導的導入、中位大学への漸次導入をはかるべき。 ✓ 寄付システムの簡素化とオンライン化を充実すべき。	・ 寄付や教育システムの考えの違いから、フランスでの諸策はそのまま日本には適用できない。財源増加の努力、要因には大学側が寄付募集キャンペーンを戦略に盛り込むこと、インターネットなどデジタル社会のツールを活用することという方法が見られた。	・ 財団が取り組む対象分野として教育は重要視されており、特に若者への支援は充実している。 ・ ドイツの企業財団は数も多く、教育分野の活動を積極的に展開しており、STEM 教育に重点を置くものもあるなど特徴がある。	・ 新たな法律が出来た 2007 年において課税控除寄付は大幅な増額となり、また、控除が 2.5 倍になった 2009 年以降も増加傾向となっており、政策要因が大きく貢献。 ・ このようなインセンティブ付与としての大胆な課税控除の設定は、今後の日本においても参考になる。 ・ オンライン寄付などデジタル化にも対応しなければならぬ。	・ 韓国は寄附金に占める個人の割合が約 63% であり比較的高い。韓国は個人寄付金が所得控除ではなく、税額控除に制度改正されたが、個人寄付金が大きく減少する結果となった。 ・ 韓国では寄付をする余力のあるのは大企業になるが、過度に依存すると経済的・政治的な見返りを求めるようになる可能性もあり、社会的な公正が損なわれかねないとの指摘がある。寄附金ガイドラインを求める声が韓国財界から出てきていることは注目される。 ・ 韓国は特に先進技術分野の大企業の研究開発投資意欲は高い。企業から大学への資金投入は共同研究や委託研究を通じたものが大きいとみられる。税制面でも、先端科学技術分野等を指定して企業の研究・人材開発投資を税制面で支援することを韓国政府は熱心に行っている。特に、大学への企業からの人材開発経費としての資金配分の増加が期待できるだろう。	—

3.2 我が国の大学教育、特に大学院政策にとっての示唆

各国の事例調査からは、日本にとってのレッスンとして以下が指摘できる（詳しくは各国についての章のまとめのセクションを参照のこと）。

米国

- ・ 米国の寄付金の規模は、全体としても高等教育への寄付についても、日本を大幅に上回る。米国では特に個人からの寄付金割合が高く、そのうちでも富裕層による寄付金が多いとみられる。日本でも導入された評価性資産の寄付促進のための税制が富裕層を中心に今後利用が進むように周知、広報に務めることが重要である。
- ・ 米国の租税支出の推定金額を見る限りでは、企業による高等教育機関への投資や寄付増加のための税制優遇措置の効果は限定的である（研究開発税制は除く）。寄付金促進についての企業に対する租税支出は小さく、企業の教育訓練費用への租税支出も大きなものではない（しかも、これは必ずしも高等教育とは言えない）。
- ・ 高等教育については、寄付金の所得控除制度だけではなく、高額な高等教育費用を準備し、支払うことについて個人（本人や家族）を支援するための様々な税制優遇措置が導入されており、高等教育に要する費用への投資規模としては寄付金よりもそちらの方が規模は大きい。
 - 「529プラン」と「カヴァーデル教育貯蓄口座」の2つの教育費用貯蓄促進のための制度が導入されている。貯蓄残高は規模が大きく、増加傾向が続いている。これらの口座で資金運用し、529プランの場合は高等教育費用（学費等）に引き出した金額を利用した場合には、運用益に所得税は課されない。
 - 高等教育学生（学部生、大学院生あるいはその親）への連邦学生ローン（貸与型奨学金）は規模が非常に大きい。2018年度は年間約967億ドル（約1兆850億円）が1,590万人に貸与されており、2017年9月末時点の学生ローン貸与残高は約1兆3,600億ドル（約152兆5,460億円）である。学生ローンの返済については、調整総所得前控除として、適格教育融資（連邦学生ローンを含む）にかかる支払利息の所得控除が認められており、税制面でも優遇措置が導入されている。

英国

- ・ 英国ではトップ大学（オックスブリッジ）が寄付文化をいち早く確立。マッチングファンドの取り組みで寄付文化が中位大学にも波及した。
- ・ 英国では寄付の一層のオンライン化と少額寄付の促進を目指す以下の改革が進行中。
 - ①ギフトエイド・デジタル（Gift Aid digital）の導入
 - ②少額ギフトエイド（Gift Aid Small Donations Scheme : GASDS）の導入
- ・ 日本においてもトップ大学への寄付文化の先導的導入、中位大学への漸次導入をはかるべきである。

- ・ 寄付システムの簡素化とオンライン化を充実すべきである。

フランス

- ・ フランスは伝統的に高等教育行政や高等教育財政における国の主導的役割が大きく、フランスでの諸策はそのまま日本には適用できないだろう。財源増加の努力、要因には大学側が寄付募集キャンペーンを戦略に盛り込むこと、インターネットなどデジタル社会のツールを活用すること等の方法が見られた。

ドイツ

- ・ 財団が取り組む対象分野として教育は重要視されており、特に若者への支援は充実している。
- ・ ドイツの企業財団は数も多く、教育分野の活動を積極的に展開しており、STEM 教育に重点を置くものもあるなど特徴がある。このような寄付金の対象となる財団の魅力や活動の多様性を高める努力は、寄付金増加を図る前提として参考になるだろう。

シンガポール

- ・ 新たな法律が出来た 2007 年において課税控除寄付は大幅な増額となり、また、控除が 2.5 倍になった 2009 年以降も増加傾向となっており、政策要因が大きく貢献。このようなインセンティブ付与としての大胆な課税控除の設定は、今後の日本においても参考になる。
- ・ オンライン寄付などデジタル化にも対応しなければならない。

韓国

- ・ 先端科学技術分野等を指定して人材開発支援を税制で支援することを通じて、大学への企業からの人材開発経費としての資金配分が増加することが期待できるのではないかと。
- ・ 韓国では、大企業の寄付金に占める割合が大きいが、最近、政界汚職事件で財団が関与した疑惑が上がったため、大企業による寄付金が大きく落ち込み、その結果、大企業を中心に「寄付ガイドライン」の制定を求める声がある。企業から高等教育への寄付金を増加するのであれば、学生の教育と企業利益のバランスといった利益相反の問題は考えておくべき問題であろう。

我が国で近いうちに大きく進むと考えられるのは世代間の資産移転である。その移転において大学教育に対して寄付金として遺贈が進むことが期待できるが、その際には税制の影響は大きいと見られる。

また、企業からの寄付金については、研究費投資（共同研究、委託研究等）と教育費への寄付金の比率を考えた時、我が国では、研究費投資に比べれば寄付金の比率は比較的小さいと見られ、今後拡大の余地は大きい。

大学院の経費としては、大学院生の授業料支援、生活費支援（研究補助、授業補助を含む）、教員の給与、施設建設、研究費などに対して企業や個人からの寄付金は利用可能とな

り、国の運営費補助金や競争的研究開発資金が財政の中心となるとは言え、寄付金は一定の役目を果たすだろう。

特に、大学院学生に対する補助としては理科系であれば、研究補助（リサーチアシスタント）の経費であれば研究費（競争的資金）から支出可能だが、授業補助（ティーチングアシスタント）であれば研究費ではなく教育費（基盤的経費等）から支出されることとなり、少額であったとしても、大学院生の博士課程在籍中の授業料や生活費の確保のために、個人や企業からの教育への寄付金のインパクトは大きいだろう。係る目的のために、上述の事例調査から得られたレッスンに基づき、寄付金増加のインセンティブを高めるための税制措置あるいはそれに限定されない種々の取り組みは重要である。

また、個人や企業からの寄付金は様々な立場や考え方、価値認識を持つ人や民間機関が公的資金配分に関与することにより、政府の資金配分を補う多様な視点を付加すること、そのことによって、公的資金を用いた活動の多様性を向上させることが重要な機能と考えられる。大学への寄付の拡大も、学生や教員の多様性、大学における教育や研究内容の多様性、その他大学の実施するプログラムの多様性の向上を伴うように促進されるべきものだろう²³⁴。

²³⁴ 米国の大学で見られるような、個人からの遺贈等に基づく、新たな研究分野の研究センターの設立などはそのような寄付金利用と言えるだろう。

平成29年度 先導的大学改革推進委託事業
「企業や個人から大学教育に対して投じられた資金
等に係る諸外国の税制に関する調査研究」報告書

平成30年3月

公益財団法人 未来工学研究所

〒135-8473 東京都江東区深川 2-6-11 富岡橋ビル 4F

電話：03-5245-1015（代表）